

第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン

（素案）

令和元年6月

北九州市教育委員会

《目 次》

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	5
2. 計画の位置付け	6
(1) 計画の対象	6
(2) 計画の位置付け	6
(3) 計画の期間	6

第2章 北九州市学校教育をめぐる現状と課題

1. 教育に関する社会動向 ～2030年以降の社会を展望する～	7
(1) 国際的な動向	7
(2) わが国の社会状況等	8
2. 最近の教育関係法令・制度等の状況	9
3. 本市におけるこれまでの取組みと指標の推移	11

第3章 北九州市学校教育のビジョン、ミッション、アクション

1. ビジョン 《vision》 ～本市学校教育の目標～	19
(1) 目指す子どもの姿	19
(2) 目標達成に向けた取組方針	20
2. ミッション 《mission》 ～本市学校教育の5つの使命～	21
3. アクション 《action》 ～ミッションに基づいた重点的な取組み～	24
(1) 12の施策	24
(2) 指標等の設定	24
(3) 各施策を推進するための個別計画・方針等	25
4. 計画の全体像	26
5. 本計画とSDGsの関係 ～SDGsの視点を踏まえた本市学校教育～	28

第4章 施策ごとの現状、分析、今後の方向性

1. 施策の方向性	31
《mission1》時代を切り拓く力の育成	
施策1 確かな学力の育成	32
施策2 健やかな体の育成	37
施策3 豊かな心の育成	43
施策4 特別支援教育の推進	46
《mission2》働きがいのある学校づくり	
施策5 大量退職・採用時代における教員の資質向上	51
施策6 学校における業務改善の推進	55
《mission3》安心な学びの場づくり	
施策7 長期欠席、いじめ等へのきめ細かな対応	60
施策8 児童生徒等の安全の確保	64
《mission4》市民総ぐるみでの支援	
施策9 家庭・地域・学校の連携	68
施策10 社会的・経済的な課題への対応	72
《mission5》未来を見据えた環境整備	
施策11 教育環境の整備	77
施策12 学校施設の整備	80
2. 計画の推進と進捗管理	82

～資料編～

1. 北九州市学校教育に関する資料

◆本プランにおける「小学校」「中学校」など学校種の記載は、原則として「市立」の学校を指します。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

○教育をとりまく社会状況等の変化

人口減少・高齢化、グローバル化の進展、ＡＩ等の急速な技術革新など、私たちを取りまく社会環境は大きく変化しています。子どもの貧困や児童虐待、さらには性的少数者等のマイノリティへの対応などの社会経済的な課題が顕在化しているほか、教育現場では、教員の多忙化が指摘されるなど、学校における働き方改革は喫緊の課題となっています。

こうした中、平成２７年４月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正施行され、「総合教育会議」の設置や市長による教育に関する「大綱」の策定など、教育委員会制度が大きく変わりました。平成２９年３月には「新学習指導要領」が告示され、道徳の教科化や英語教育の早期化・教科化、プログラミング教育、アクティブ・ラーニングの視点など、大きく教育課程が変わろうとしています。また、平成２９年８月には、「学校における働き方改革に係る緊急提言」、同年１２月には「学校における働き方改革に関する総合的な方策について」が中央教育審議会から示されました。

○本市の教育行政の歩み

平成２０年７月に、国として初めて１０年間を通じて目指すべき教育の姿を示した「教育振興基本計画」が策定されました。こうした教育を取り巻く状況の変化を踏まえて、平成２１年１１月には、本市の教育振興基本計画となる「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」（計画期間：平成２１年度～平成３０年度、平成２６年２月中間改訂）を策定し、「教育日本一を実感できる環境づくり」を基本方針に、子どもの教育に対する満足度を高めるとともに、市民の参画を進める取組みを総合的に推進してきました。

この間、平成２７年４月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正施行を受けて、同年１１月、市長が「北九州市教育大綱」を策定し、子どもたちのシビックプライドの醸成を基本方針に、大綱として市長と教育委員会が共有した方向性に沿って、教育政策を展開してきました。

その結果、学力や体力の向上、文化芸術に触れる取組みの充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材の配置・充実によるきめ細かな対応、スクールヘルパー等の市民の教育参画の推進、経済界との連携による学校支援事業などの地域との連携の充実など、さまざまな成果や前進がありました。

一方で、新学習指導要領全面実施に向けた準備と対応、教員の大量退職・採用時代における人材確保と育成、教員の多忙感解消に向けた業務改善、近年の自然災害を踏まえた防災・安全教育、学校施設老朽化対策やＩＣＴ機器の整備などの課題が残されています。

○「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」の策定

平成30年6月、国においては、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成」や「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築」など5つの基本的な方針のもとに、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの5年間における教育政策の目標や測定指標・参考指標、施策群を示した「第3期教育振興基本計画」が策定されました。

また、令和元年5月、北九州市総合教育会議において、新たな「北九州市教育大綱」が策定されました。

教育委員会では、市の「教育大綱」の方向性に沿うとともに、国の「第3期教育振興基本計画」を参酌しつつ、教育をとりまく社会状況等の変化や現行教育プランによる成果や課題を踏まえながら、新たに「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」を策定しました。

この「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」は、子どもの学校教育に係る「ビジョン」を明らかにするとともに、今後5年後で果たすべき「ミッション（使命）」と、それを果たすための教育施策の方向性や指標等について明示するものです。

2. 計画の位置付け

(1) 計画の対象

この計画は、『子どもの学校教育に関する分野』を対象とします。

(2) 計画の位置付け

この計画は、北九州市基本構想・基本計画（「元気発進！北九州」プラン）の子どもの学校教育にかかる分野別計画として位置付けます。

また、「北九州市生涯学習推進計画」や「北九州市スポーツ振興計画」、「北九州市文化振興計画」など、生涯学習、青少年育成、スポーツ振興、文化財及び文化施設などの社会教育分野に関連する計画とあわせて、教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体が定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）」として位置付けます。

(3) 計画の期間

計画期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間とします。

第2章 北九州市学校教育をめぐる現状と課題

1. 教育に関する社会動向 ～2030 年以降の社会を展望する～

(1) 国際的な動向

○「2030 アジェンダ」におけるSDG sを踏まえた「教育 2030 行動枠組み」の採択
平成27（2015）年9月の国連総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

併せて、国連教育科学文化機関（UNESCO:ユネスコ）、加盟国政府等によって、「教育 2030 行動枠組み」が採択され、教育目標（SDG4）達成に向けて、教育分野での国際協力を一層推進していくこととされました。

- 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で設定されたSDG s（持続可能な開発目標）
2016～2030 年（15 年間）の国際目標
17 のゴール、169 のターゲット 「誰も置き去りにしない」ことを確保し、取組みを進める。
《17 のゴール》
①貧困の撲滅 ②飢餓撲滅、食料安全保障 ③健康、福祉 ④質の高い教育
⑤ジェンダー平等 など
 - 「教育 2030 行動枠組み」
SDG s の17 のゴールのうち、「④質の高い教育」を達成に向けた行動枠組み
《主な内容》
・「アクセス」、「インクルージョン」、「公平性」、「男女平等」、「生涯学習」を 2030 年の新たな教育開発ビジョンとして設定
・E S D（持続可能な開発のための教育）等を通じた質の高い教育を目指す など

OG7 倉敷教育大臣会合における倉敷宣言の採択

平成28（2016）年5月のG7 倉敷教育大臣会合において採択された倉敷宣言では、教育の果たすべき新たな役割として、

- ①「社会的包摂」、「共通価値の尊重」の促進
- ②新しい時代に求められる資質・能力の育成
- ③新たな役割を果たすための国際協働の更なる推進

とされています。

○「Education2030」

経済協力開発機構（OECD）では、時代の変化に対応した新たな教育モデルの開発を目指す「Education2030」事業を推進しており、教育に関する日本・OECD共同イニシアティブ・プロジェクト（少子高齢化・グローバル化等に対応した新たな教育モデルの共同開発）などに取り組んでいます。

(2)わが国の社会状況等

○人口減少・高齢化の進展

我が国の人口は、平成20（2008）年をピークとして減少局面にあり、2030 年にかけて20代、30代の若い世代が約2割減少するほか、65歳以上が我が国の総人口の3割を超えるなど生産年齢人口の減少が加速することが予測されており、OECD の予測では、生産年齢人口の割合がOECD 加盟国中最下位になるとされています。また、65歳以上の中でも、75歳以上が多数を占め、現在よりも寿命が更に延びていくとの指摘もあります。

また、小学校・中学校・高等学校の児童生徒数はいずれも近年減少傾向にあり、平成29（2017）年度の調査結果では、小学校及び中学校において過去最少となっています。

○急速な技術革新

2030 年頃には、第4次産業革命ともいわれる、IoT やビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society 5.0）の到来が予想されています。

技術革新の進展により、今後10年～20年後には日本の労働人口の相当規模が技術的にはAI やロボット等により代替できるようになる可能性が指摘されている一方で、これまでになかった仕事が新たに生まれることが考えられます。

○グローバル化の進展

あらゆる場所でグローバル化は加速し、情報通信や交通分野での技術革新により、人間の生活圏も広がっています。社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、人材の流動化、人材獲得競争などグローバル競争の激化が予想されます。

○子どもの貧困など社会経済的な課題

子どもの貧困は、相対的貧困率について改善が見られるものの、引き続き大きな課題です。専門学校等も含めた高等教育機関全体への進学率は約8割となっている中で、家庭の社会経済的背景（家庭の所得、保護者の学歴など）と子どもの学力や4年制大学への進学率には相関関係がみられることを指摘する研究が存在します。

2. 最近の教育関係法令・制度等の状況

◆平成25年9月 『いじめ防止対策推進法』 施行
《概要》 ・「いじめ」の定義の明確化 ・国、地方公共団体及び学校による「いじめ防止対策に関する基本的な方針」の策定 ・重大事態への対処 など
◆平成26年1月 『子どもの貧困対策の推進に関する法律』 施行
《概要》 ・地方公共団体は、国と協力しつつ、子どもの貧困対策に関する施策を実施 ・子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の推進 ・国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援等、貧困の状況にある子どもの教育に関する支援に必要な施策を講ずる など
◆平成27年4月 『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律』 施行
《概要》 ・首長と教育委員会の連携の強化 ・地方公共団体に首長と教育委員会の協議の場である「総合教育会議」の設置 ・首長による大綱の策定 など
◆平成28年4月 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』 施行
《概要》 ・障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 ・社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止（合理的配慮） ・障害者理解の促進 など
◆平成28年4月 『学校教育法等の一部を改正する法律』 の施行
《概要》 ・小中一貫教育を行う新たな学校の種類「義務教育学校」の制度化
◆平成28年12月 『義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律』 公布
《概要》 ・夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等（公布日から施行） ・不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（平成29年2月施行） など
◆平成28年12月 『部落差別の解消の推進に関する法律』 施行
《概要》 ・地方公共団体は地域の実情に応じた施策を講じるよう努める 部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実 部落差別を解消するため必要な教育及び啓発 など

◆平成29年3月 『新学習指導要領』 告示	
《概要》	
・ 道德の教科化（小学校：平成30年度、中学校：令和元年度） ・ 英語教育の早期化・教科化 ・ プログラミング教育 ・ 主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点 ・ カリキュラム・マネジメントの実現 など	
◆平成29年4月 『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）』のうち県費負担教職員等関係 施行	
《概要》	
・ 市町村立小中学校等に係る以下の権限を都道府県から指定都市に移譲 - 県費負担教職員の給与等の負担 - 県費負担教職員の定数の決定 - 学級編制基準の決定	
◆平成29年4月 『教育公務員特例法等の一部を改正する法律』 施行	
《概要》	
・ 校長及び教員の資質の向上に関する指標の整備 など	
◆平成29年4月 『義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための関係法等の一部を改正する法律』 施行	
《概要》	
○ 『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』の一部改正 ・ 学校運営協議会（コミュニティスクール）設置の努力義務化 など ○ 『社会教育法』の一部改正 ・ 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備 など	
◆平成29年 8月 『学校における働き方改革に係る緊急提言』〔中央教育審議会〕	
◆平成30年 1月 『学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）』〔中央教育審議会〕	
《概要》	
・ 学校における業務改善 ・ 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定 ・ 教職員全体の働き方に関する意識改革	
◆平成31年4月 『学校教育法の一部を改正する法律』 施行	
《概要》	
・ 小・中・高等学校等の教育課程の一部において、紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できる ・ 視覚障害等により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒に対し、教育課程の全部において、紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できる	

3. 本市におけるこれまでの取組みと指標の推移

(1) 心の教育の推進(旧プラン「施策1」関連)

◆これまでの主な取組み

- 人権教育については、「人権教育教材集『新版 いのち』」等を活用し、子どもの実態や発達段階を踏まえながら、学校の教育活動全体を通じて取り組みました。
- 「北九州子どもつながりプログラム」を全校で実施し、小中9年間を見通した児童生徒相互の好ましい人間関係づくり、コミュニケーション能力を高める取組みを進めました。
- 全小中学校において、コミュニケーションの基本となるあいさつ運動に学校・家庭・地域が一体となって取り組みました。
- 芸術性の高い演劇・音楽・美術などを鑑賞する機会など、子どもたちに豊かな情操を培う機会を提供しました。
- 「北九州道徳郷土資料」の活用、美術館と連携した美術鑑賞事業「ミュージアム・ツアー」など、本市ゆかりの先人や伝統文化、文化芸術に触れる機会を充実し、子どもたちのシビックプライド醸成に繋がる取組みを進めました。

◆主な指標の推移

			指標				
項目			H26	H27	H28	H29	H30
自分にはよいところがあると回答した児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小6	目標	75.0%	76.0%	77.0%	78.0%	80.0%
		実績	72.1%	72.8%	73.5%	75.9%	82.7%
		達成度	96.1%	95.8%	95.5%	97.3%	103.4%
		(全国)	76.1%	76.4%	76.3%	77.9%	84.0%
	中3	目標	65.0%	66.0%	67.0%	68.0%	70.0%
		実績	66.2%	64.3%	68.1%	69.9%	78.4%
		達成度	101.8%	97.4%	101.6%	102.8%	112.0%
		(全国)	67.1%	68.1%	69.3%	70.7%	78.8%
学校のきまりを守っていると回答した児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小6	目標	89.5%	91.0%	92.5%	94.0%	95.0%
		実績	87.7%	88.4%	89.3%	89.8%	88.3%
		達成度	98.0%	97.1%	96.5%	95.5%	92.9%
	中3	目標	92.0%	92.5%	93.0%	94.0%	95.0%
		実績	91.7%	93.5%	94.1%	95.1%	95.0%
		達成度	99.7%	101.1%	101.2%	101.2%	100.0%
【参考】 住んでいる地域や北九州市が好きと回答した児童生徒の割合 《H29年度までは北九州市学校教育実態調査、H30年度は北九州市学力状況調査で小5、中2》	小6	実績		82.1%	86.1%	91.8%	89.6%
	中3	実績		75.2%	76.3%	80.0%	86.3%

(2)学力の向上(旧プラン「施策2」関連)

◆これまでの主な取り組み

- 平成28年3月に策定した「北九州市学力・体力向上アクションプラン」に基づき、各学校でスクールプランを策定し、具体的な取り組みを定め、学力向上に取り組みました。
- 本市独自の学力状況調査を実施し、全国学力・学習状況調査と併せて、一人一人の学力を継続的に把握・分析し、きめ細かな指導を充実しました。
- 学力・体力向上推進教員を配置し、モデル授業の公開、授業や校内研修への助言・指導等により、教員の授業力向上を図るとともに、「わかる授業づくり」を進めました。
- 小中学校で「子どもひまわり学習塾」を実施し、児童生徒の学習習慣の定着と基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、「家庭学習チャレンジハンドブック」の活用などを通して、学習習慣の定着に向けた家庭へ働きかける取り組みを進めました。
- 学校図書館職員の配置充実などにより、学校における読書環境の整備を進めるとともに、子どもの読書活動の推進拠点となる「子ども図書館」の整備を進め、平成30年12月に開館しました。

◆主な指標の推移

			指標				
項目			H26	H27	H28	H29	H30
全国学力・学習状況調査結果平均正答率全国比の経年比較	小6	目標	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	100%
		実績	96%	96%	96%	98%	98%
	中3	目標	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	100%
		実績	94%	95%	96%	97%	97%
授業以外（月～金曜日）の学習時間が1時間以上の児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小6	目標	51.6%	52.6%	54.6%	56.6%	59.0%
		実績	50.2%	48.0%	50.5%	50.8%	58.1%
		達成度	97.3%	91.3%	92.5%	89.8%	98.5%
		(全国)	62.0%	62.7%	62.5%	64.4%	66.2%
	中3	目標	57.5%	59.5%	61.5%	63.5%	66.0%
		実績	54.8%	56.0%	54.0%	56.8%	59.3%
		達成度	95.3%	94.1%	87.8%	89.4%	89.8%
		(全国)	67.9%	69.0%	67.9%	69.6%	70.6%
家庭や図書館で、普段（月～金曜日）読書を全くしない児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小6	目標	23.0%	22.0%	22.0%	21.0%	20.0%
		実績	20.8%	22.8%	22.3%	24.2%	22.7%
		達成度	109.6%	96.4%	98.6%	84.8%	86.5%
		(全国)	19.3%	19.9%	20.6%	20.5%	18.7%
	中3	目標	38.6%	38.1%	40.5%	39.0%	37.5%
		実績	37.8%	41.4%	42.3%	41.9%	38.8%
		達成度	102.1%	91.3%	95.6%	92.6%	96.5%
		(全国)	34.3%	35.0%	37.2%	35.6%	32.9%

(3) 健やかな体の育成(旧プラン「施策3」関連)

◆これまでの主な取組み

- 平成28年3月に策定した「北九州市学力・体力向上アクションプラン」に基づき、各学校でスクールプランを策定し、体力向上に向けた取組みを具体化し、実践を進めました。
- 各学校での「1校1取組」により、運動に取組む機会や運動量を増やすとともに、北九っ子体力向上シートや体力アップシートを活用し、児童生徒の体力向上に努めました。
- 学校給食を「生きた教材」として、教育活動の様々な場面で活用することで、小中学校9年間を通じた食育指導を実施するとともに、小・中・特別支援学校の家庭教育学級等で、「給食試食会」や「親子料理教室」など、家庭・地域と連携した食育の取組みを実施しました。
- 全市立学校・園において、食育を通じた「肥満・痩身対策事業」を実施しました。

◆主な指標の推移

			指標				
項目			H26	H27	H28	H29	H30
全国体力・運動能力の実技結果 全国平均値以上の項目の割合 《全国体力・運動能力調査》	小5男子	目標	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	100.0%
		実績	12.5% (1/8種目)	12.5% (1/8種目)	37.5% (3/8種目)	62.5% (5/8種目)	87.5% (7/8種目)
	小5女子	目標	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	100.0%
		実績	0.0% (0/8種目)	0.0% (0/8種目)	25.0% (2/8種目)	62.5% (5/8種目)	87.5% (7/8種目)
	中2男子	目標	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	100.0%
		実績	55.5% (5/9種目)	44.4% (4/9種目)	100.0% (9/9種目)	100.0% (9/9種目)	88.9% (8/9種目)
	中2女子	目標	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	100.0%
		実績	22.2% (2/9種目)	11.1% (1/9種目)	55.5% (5/9種目)	66.7% (6/9種目)	77.8% (7/9種目)
朝食を毎日「食べている」「どちらかと言えば食べている」と回答した児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小6	目標	95.0%	97.0%	98.0%	99.0%	100.0%
		実績	92.9%	92.0%	92.4%	92.4%	91.8%
		達成度	97.8%	94.8%	94.3%	93.3%	91.8%
		(全国)	96.0%	95.6%	95.5%	95.4%	94.5%
	中3	目標	93.0%	95.0%	97.0%	99.0%	100.0%
		実績	91.6%	90.5%	90.8%	91.0%	89.0%
		達成度	98.5%	95.3%	93.6%	91.9%	89.0%
		(全国)	93.5%	93.5%	93.3%	93.2%	91.9%
肥満傾向児の減少 【肥満度20%以上】 《学校保健課調査》	小5男子	目標	減少傾向	減少傾向	減少傾向	減少傾向	減少傾向
		実績	10.5%	10.5%	10.7%	10.1%	9.9%
	小5女子	目標	減少傾向	減少傾向	減少傾向	減少傾向	減少傾向
		実績	8.8%	9.0%	8.4%	8.0%	8.2%
痩身傾向児の減少 【肥満度-20%以下】 《学校保健課調査》	中学女子	目標	減少傾向	減少傾向	減少傾向	減少傾向	減少傾向
		実績	4.0%	3.5%	3.3%	3.6%	3.4%

(4)子どもの意欲を高め、特性を伸ばす教育の推進(旧プラン「施策4」関連)

◆これまでの主な取り組み

- SDGs 未来都市としての本市の独自性を活かし、全小学校4年生を対象に「環境アクティブ・ラーニング」として、環境関連施設等において、体験学習に加え、自ら問題意識をもち、主体的に問題解決するプログラムを実施しました。
- 新学習指導要領への対応を見据え、英語教育と情報教育のリーディングスクールを指定し、効果的な指導方法の開発や授業実践を進めました。
- 全小中学校に外国語指導助手（ALT）を配置・活用を進めるとともに、新学習指導要領における小学校の英語教育早期化に向けて、日本人外国語指導助手（日本人 ALT）を配置するなど、英語教育を推進する体制整備を進めました。
- キャリア教育については、職場見学や職場体験などの体験的な活動や社会人による講演会等を通して、児童生徒が社会的・職業的に自立するために必要な基礎的・汎用的な能力の育成を図りました。
- 生徒の健康維持や部活動指導に関する教員の負担軽減等の観点から、各学校において、部活動休養日を設定するなど、適正な部活動運営を進めました。

◆主な指標の推移

		指標				
項目		H26	H27	H28	H29	H30
中学校卒業段階で、英検 3 級 (CEFRA1) 程度以上の生徒の割合 《文科省：英語教育実施状況調査》	目標	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%
	実績	29.0%	28.0%	41.8%	43.7%	47.5%
	達成度	96.7%	80.0%	104.5%	97.1%	95.0%
	(全国)	34.6%	36.6%	36.1%	40.7%	42.6%
I C T を活用した授業ができる教員の割合 《文科省：学校における教育の情報化の実態等に関する調査》	目標	75.0%	80.0%	85.0%	90.0%	100.0%
	実績	71.5%	71.6%	70.4%	72.7%	
	達成度	95.3%	89.5%	82.8%	80.8%	
	(全国)	71.4%	73.5%	75.0%	76.6%	
部活動に「満足している」「おおむね満足している」と回答した生徒の割合 《指導部調査》	目標	84.0%	86.0%	88.0%	90.0%	92.0%
	実績	85.4%	86.2%	88.6%	88.1%	78.9%
	達成度	101.7%	100.2%	100.7%	97.9%	85.8%

(5)特別支援教育の充実(旧プラン「施策5」関連)

◆これまでの主な取り組み

- 平成29年1月「北九州市特別支援教育推進プラン」を策定し、中長期的な視点で本市の特別支援教育の方向性を定めました。
- 特別支援教育コーディネーター養成研修などにより、特別支援教育を推進する人材の育成を図るとともに、学習支援員や介助員、就労支援コーディネーター等の外部人材の配置・活用など、特別支援教育を推進する体制の充実を図りました。
- 平成28年4月に門司総合特別支援学校、小倉総合特別支援学校を開校しました。
- 就学相談や通級相談を通してニーズのある児童生徒を把握しながら、特別支援学級や通級指導教室の整備を進めました。
- 特別支援教育相談センターと特別支援学校(センター的機能)が連携を図りながら、多面的な相談支援を進めるとともに、特別支援教育相談センターに早期支援コーディネーターを配置し、巡回相談を実施する等、相談支援体制の充実を図りました。
- 市民と企業、近隣の学校と特別支援学校が共同で教材・教具・作品づくりを行う事業を実施するなど、官民一体となった障害者理解に繋がる取り組みを進めました。

◆主な指標の推移

		指標				
項目		H26	H27	H28	H29	H30
居住地の校区外の特別支援学級に通学している対象児童生徒の割合 《指導部調査》	目標	28.0%	25.0%	22.0%	19.0%	15.0%
	実績	19.3%	19.0%	16.2%	12.7%	14.4%
	達成度	145.1%	131.6%	135.8%	149.6%	104.2%
個別の教育支援計画を作成した幼稚園、小・中学校等の割合 《指導部調査》	目標	50.0%	60.0%	63.0%	66.0%	70.0%
	実績	53.2%	62.5%	52.8%	90.8%	88.7%
	達成度	106.4%	104.2%	83.8%	137.6%	126.7%
高等部卒業生のうち就労希望者の就業率 《指導部調査》	目標	95.0%	96.0%	97.0%	98.0%	100.0%
	実績	98.0%	98.0%	97.0%	97.0%	97.8%
	達成度	103.2%	102.1%	100.0%	99.0%	97.8%

(6)信頼される学校・園経営の推進(旧プラン「施策6」関連)

◆これまでの主な取組み

- 平成29年3月に策定した「学校における業務改善プログラム」に沿って、学校・教育委員会が連携して業務改善に資する取組みを進めました。
- 35人以下学級の拡大実施、校務支援システムの運用、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置などにより、教職員の負担の軽減を図りました。
- 教員の大量退職・大量採用を踏まえ、「北九州市教育委員会人材育成基本方針」に沿って、教員の資質向上の仕組みを再構築するとともに、「北九州市教師養成みらい塾」など、質の高い人材確保に向けた取組みを進めました。
- 長期欠席（不登校）については、「小中連携 SUTOKI アンケート」を全中学校で実施するなど、未然防止に向けた取組みを進めました。
- いじめについては、実態調査（アンケート・面談）を毎年度全市一斉に実施するなど、的確な把握と対応に努めました。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置・活用、関係機関との連携を図りながら、きめ細かな対応により、問題の早期発見・早期対応に取り組みました。
- 学校の実情に応じた防災避難訓練や防災教育により、災害発生時に主体的に行動し自らの命を守ることを考える思考・判断及び行動力の育成に取り組みました。

◆主な指標の推移

		指標				
項目		H26	H27	H28	H29	H30
スクールソーシャルワーカー配置状況 《指導部調査》	目標	7人	8人	8人	9人	10人
	実績	7人	8人	9人	12人	12人
	達成度	100.0%	100.0%	112.5%	133.3%	120.0%
いじめの解消率（年度間） 《文科省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」》	小学校	目標	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		実績	91.5%	87.6%	99.1%	98.0%
		認知	71件	137件	929件	2,706件
		解消	65件	120件	921件	2,651件
	中学校	目標	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		実績	99.2%	97.7%	97.1%	96.3%
		認知	139件	171件	346件	519件
		解消	138件	167件	336件	500件

(7)教育環境の整備(旧プラン「施策7」関連)

◆これまでの主な取り組み

- 安全・安心な教育環境整備に向けて、学校施設耐震補強工事を着実に進めました。
- 良好な学習環境を確保するため、平成26年度から、小中学校等の普通教室等へのエアコン設置事業に着手し、整備を進めました。
- 学校施設の老朽化に対応し、学校施設を安全で安心な状態で利用できるよう、大規模改修（長寿命化改修）や、外壁改修などを実施しました。
- 学校施設について中長期的な視点で適切に改修等を行い、施設の長寿命化に取り組むため、平成30年3月、「北九州市学校施設長寿命化計画」を策定しました。
- 小規模な学校を中心に地域の状況を把握し、平成29年3月に策定した「市立小・中学校の学校規模適正化の進め方」において適正化対象校29校（平成31年3月時点修正により27校）を公表し、早急に取り組む学校3校について、適正化に着手しました。うち2校が、平成31年4月に統合し、残りの1校も令和2年4月の統合が決定しています。

◆主な指標の推移

		指標				
項目		H26	H27	H28	H29	H30
学校施設の耐震化工事完了率 《施設課調査》	目標	90.0%	100.0%			
	実績	93.3%	100.0%			
	達成度	103.7%	100.0%			
【参考】 空調設備設置校数 《施設課調査》	目標		56校	41校	42校	20校4園
	実績		56校	62校	42校	20校4園
	達成度		100.0%	151.2%	100.0%	100.0%
【参考】 大規模改修工事の新規実施校数 《施設課調査》	実績	4校	2校	2校	5校	7校

(8)家庭、地域、学校の連携(旧プラン「施策8～10」関連)

◆これまでの主な取り組み

- 広報紙「未来をひらく」の配布、「学校開放週間」の実施、活発なパブリシティ活動などにより、家庭や地域へ教育情報の積極的な発信を行いました。
- 学校支援地域本部を全中学校区に設置し、スクールヘルパー制度を活用した教育活動の支援が活発に行われました。
- 経済界との連携による学校支援事業を全小学校対象に実施するなど、出前授業や体験活動、教職員の研修支援など、企業のノウハウを活かした学校教育への参画・支援が進みました。
- 「北九州市子どもを育てる10か条」の普及促進、「早寝・早起き・朝ごはん・読書カード」事業などを通して、基本的生活習慣の定着や家庭の教育力の向上に向けた取り組みを進めました。
- 携帯電話やスマートフォン等によるトラブル等について、関係機関等とも連携しながら、保護者等への啓発研修を実施し、ネットトラブル等に対する意識を高めました。

◆主な指標の推移

		指標					
項目		H26	H27	H28	H29	H30	
パブリシティ活動件数 《総務課調査》	目標	170件	190件	210件	230件	250件	
	実績	249件	276件	190件	291件	218件	
	達成度	146.5%	145.3%	90.5%	126.5%	87.2%	
スクールヘルパー延べ活動人数 《指導部調査》	目標	120,000人	120,000人	120,000人	120,000人	120,000人	
	実績	132,853人	124,804人	116,813人	110,358人	100,074人	
	達成度	110.7%	104.0%	97.3%	92.0%	83.4%	
地域の行事に参加するという児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小6	目標	48.0%	52.0%	56.0%	60.0%	65.0%
		実績	48.6%	48.6%	54.1%	48.5%	64.4%
		達成度	101.3%	93.5%	96.6%	80.8%	99.1%
	中3	(全国)	68.0%	66.9%	67.9%	62.6%	62.7%
		目標	29.0%	32.0%	35.0%	38.0%	40.0%
		実績	29.4%	29.6%	29.1%	27.6%	44.1%
		達成度	101.4%	92.5%	83.1%	72.6%	110.3%
		(全国)	43.5%	44.8%	45.2%	42.1%	45.6%

第3章 北九州市学校教育のビジョン、ミッション、アクション

1. ビジョン 《vision》 ～本市学校教育の目標～

(1) 目指す子どもの姿

北九州市では、学校・教職員、教育委員会のみならず、保護者や地域住民、企業や関係機関・団体などと連携・協働しながら、市民総ぐるみで子どもの学校教育を進めていきます。そのため、子どもの学校教育に関わるあらゆる主体が目標を共通認識できるよう、本プランに基づき、北九州市の学校教育が目指す子どもの姿を次のとおり定めます。

- ◎ 本市に誇りをもつ子ども
- ◎ 新たな価値創造に挑戦する子ども
- ◎ 自立し、思いやりの心をもつ子ども

◎ 本市に誇りをもつ子ども

- ・ 北九州市は、平成30年6月に国の「SDGs未来都市」に選定されるなど持続可能な社会の構築を目指すとともに、産業、環境、文化芸術、スポーツなど、多くの分野において、魅力や特色の詰まった素晴らしいまちです。
- ・ 子どもたちの将来を見据えれば、外国人等の多様な文化的背景を有する方々と、協働して生きていく機会が増えることが予想されます。こうした社会では、本市の魅力を自ら考え、理解し、発信できることが、これまで以上に重要となります。
- ・ 学校教育においては、北九州市ならではの魅力的な体験活動（文化芸術・スポーツ・歴史・科学技術）等を通じて、子どもたちが自ら北九州市について考え、議論する授業づくりを進めていきます。これを通じて、ふるさとに貢献するとはどういうことか、自分には具体的に何かできるのかを考え、実行することのできる人材に育てて欲しいと願っています。
- ・ こうした思いから、市長が策定した「北九州市教育大綱」の基本方針にも、子どもたちのシビックプライドの醸成が掲げられています。

◎ 新たな価値創造に挑戦する子ども

- ・ 現在、小中学校の児童生徒が大人となって社会に出ていく2030年頃には、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、超スマート社会（Society5.0）の到来が予想されています。社会変化のスピードが速まる中においては、自らが自立して主体的に社会に関わり、人間ならではの新たな価値を創造し、将来を創り出していくことができる能力や態度が求められています。
- ・ このような力を育てていくためには、まず、新学習指導要領に定める知識・技能を、着実に習得してもらいたいと考えています。また、蓄えた知識・技能を活かし、多様な文化的背景をもつ者と、我慢強く、協働しながら、先端的な技術や科学的な知見を使いこなしながら、挑戦しつづける力を育むことが求められています。

- ・ 国においても、こうした能力や態度の必要性を「第3期教育振興計画」において、「個人の目指すべき姿」として示しています。また、新学習指導要領による教育課程が目指す資質・能力や態度でもあります。
- ・ 北九州市では、新学習指導要領による指導の変化に確実に対応し、新たな価値創造に挑戦する子どもを育てていきます。

◎ 自立し、思いやりの心をもつ子ども

- ・ 北九州市では、「物事に粘り強く取り組み、やり遂げ、自立する力を備えてもらいたい」、「相手の立場を思いやる心もち、行動できる子に育て欲しい」という子どもたちへの願いから、前教育プランにおいて「思いやりの心をもつ、自立した子どもを育む」という目標を掲げ、これまでにさまざまな施策を推進してきました。
- ・ 「自立」した人間の育成は、教育の普遍的な目標であり、国の教育振興基本計画においても、目標や理念として掲げ続けられています。また、子どもたちに思いやりの心や規範意識、自尊感情を育む「心の教育」の重要性は言うまでもなく、市民からの要望も高いものです。
- ・ 北九州市では、道徳の教科化などの変化を踏まえつつ、自己理解・他者理解を含む「心の教育」や、様々な教育活動の中で、自ら考え、自ら行動する機会を確保すること等を通して、これまでに引き続き、自立し、思いやりをもつ子どもを育てていきます。

(2)目標達成に向けた取組方針

本プランを確実に推進するためには、子どもの学校教育に関わる、学校・教職員、教育委員会が一体となって取組みを進めることが必要です。北九州市では、これまでも、学校・教職員と教育委員会が、より良い信頼関係を構築するよう取組を重ねてきました。

本市の児童生徒を取り巻く状況は、これまで以上に多様で複雑になり、教育委員会が、全ての学校に同じことを求めることが、適当でない場合が生じることが予想されます。

このような中であっても、学校・教職員のモチベーションを高く維持しつつ、学校・教職員自らが考え選択し、行動できるようにするためには、互いに何を思い、何に悩みを抱えているのか等、頻繁にコミュニケーションを図り、目標を共有していくことが重要です。さらに、具体的な行動を共に考え、実行に移していく仕組みを構築し、教育委員会がこれを支援するという考え方が重要になっています。

このような認識のもと、以下のとおり目標達成に向けた取組方針を定めます。

**学校・教職員と教育委員会は、互いにコミュニケーションを図り、
目標を共有し、一体となって取組みを進める。**

2. ミッション 《mission》 ～本市学校教育の5つの使命～

A I 等の急速な技術革新など、社会変化のスピードが速まる中で、子どもたちには、これからの時代に必要とされている資質・能力を育成していかなければなりません。

また、各学校においては、新学習指導要領への対応や、教員の大量退職・採用時代への対応、学校における業務改善など、新たな課題に対応していくことも必要です。

これらの課題等を踏まえて、本市学校教育が本プランの計画期間である今後5年間で果たすべき5つの『ミッション（使命）』を掲げ、学校・教職員と教育委員会は一体となって、家庭や地域との連携を図りながら、本市の学校教育を推し進めていきます。

mission 1 時代を切り拓く力の育成

新学習指導要領に対応し、学校マネジメントの充実を図るとともに、児童生徒が本市に誇りを持ち、新たな時代を切り拓く力を育成する。

- 平成29年3月、新学習指導要領が告示され、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面実施されます。道徳の教科化、英語教育の早期化、プログラミング教育など、新たな指導への変化に着実に対応しなければなりません。
- 各学校の課題が多様化・複雑化する中で、エビデンスに基づき、これまで以上に自律的に、学校を運営することが求められます。スクールプランの作成を通して課題を明確化し、全校体制で改善策を策定・実施・検証・改善を行う「全校体制でのPDCAサイクル」の質を高める必要があります。また、家庭や地域への情報提供・効果的な協働、地域人材の活用等も重要です。「学校マネジメント」の必要性を明確に位置づけ、自律的な学校運営を教育委員会が支援していきます。
- 児童生徒には、個の確立の基盤として、また、今後の本市の発展に主体的に参画し寄与する重要な一員として、さらに、日本全国や国際社会で活躍する一員として、本市の伝統、産業、環境、文化芸術、スポーツなどに触れ親しむ機会を設けることが必要です。これらの取組みを通じて、本市の特色や魅力を尊重し、それらをはぐくみできた本市を誇りとする「シビックプライド」を醸成することが重要です。
- 児童生徒には、社会の変化に適応するのみならず、自らが新たな時代を切り拓くことのできる知識・技能、思考力・判断力・表現力が必要です。このため、異なる背景を持つ他者と協働したり、先端的な技術を利活用したり、豊かな情操と道徳心を培うなど、本市の未来を切り拓くために必要とされる力を、着実に育成していきます。

mission2 働きがいのある学校づくり

大量退職・採用時代に対応し、業務改善を一層推進するとともに、教員の確保と育成を進める。

- 教員の大量退職・採用時代の到来により、本市においても、今後数年間にわたり、毎年200人を超える教員が退職し、経験の浅い教員が増加する見込みであり、優秀な教員の確保と資質能力の向上は、喫緊の課題となっています。
- 全国的に教員が大量採用される中であっても、本市が優秀な人材を確保することができるよう、本計画期間中に、集中的に取り組む必要があります。併せて、経験の浅い教員に対しては、学校における計画的なOJTの実施など、効率的・効果的な人材育成システムをきめ細かく構築し、人材育成を進めていく必要があります。
- また、全国的な課題として、教員の多忙化が指摘されています。本市においては、これまで着実に業務改善の取り組みを進め成果を挙げてきましたが、その成果と課題を踏まえつつ、不断の業務改善を進めていくことが必要です。これらの取り組みを通じて、教員が子どもと向き合う時間をしっかりと確保するとともに、教員のワーク・ライフ・バランスの充実や健康保持を図ることが必要です。

mission3 安心な学びの場づくり

早期化、複雑化する生徒指導上の課題や子どもの安全に対応し、支援体制を構築するとともに、防災・安全教育を進める。

- 全国的な傾向として、暴力行為等の問題行動の低年齢化が進み、その件数は増加傾向にあります。また、長期欠席する児童生徒数も増加傾向にあるほか、いじめの認知件数も大幅に増加しています。本市では、暴力行為発生件数は減少しているものの、長期欠席やいじめについては全国と同様の傾向にあり、喫緊の課題となっています。
- 教育委員会指導主事による区担当システムを中核として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材の配置・活用、校種間の異動を含む教員の配置・活用などを進めるとともに、各学校においては、関係機関とも連携した「チーム学校」体制を構築し、きめ細かな対応と未然予防の取り組みを進める必要があります。
- 東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨など、近年、多くの自然災害が発生しています。教育委員会においては、防災関係部局との連携を一層深めるとともに、災害時に子どもたちが自らの命を自ら守ることができるよう、避難訓練や防災教育を通して、もしもの時に主体的に行動できる力の育成を図ります。
- また、通学路の安全対策や学校管理下での重篤な事故の未然防止に向けた取り組み等についても着実に推進します。

mission4 市民総ぐるみでの支援

社会的・経済的な課題に対応し、早期からのセーフティネットを構築し、市民総ぐるみで子どもたちを支援する。

- 近年、子どもの貧困対策、虐待の防止、学校現場におけるＬＧＢＴへの対応、さらには、急速に普及が進んできた携帯・スマートフォンとの付き合い方等、新たな社会的・経済的な課題が顕在化してきています。
- これらの課題はいずれも、従来の学校と教育委員会における取組みのみならず、家庭への働きかけや連携、地域の大学・企業・団体や専門の人材等との協働、義務教育段階以前からの早期の取組みの充実、保健・福祉分野との連携等が不可欠であり、関係部局・機関等の垣根を越えて、市民総ぐるみで子どもたちを支援する取組みを進める必要があります。

mission5 未来を見据えた環境整備

学校施設老朽化に計画的に対応しつつ、ＩＣＴなど先端的な教育環境を整備し、Society5.0時代における教育とデジタルの融合に挑戦する。

- 過去同時期に建設された学校施設の老朽化が進行しており、大規模改修（長寿命化改修）や外壁改修等の老朽化対策について、計画的かつ継続して実施する必要があります。
- 近年の急速な情報通信技術の発展に伴い、教育の情報化に係る取組みの重要性が一層高まっています。その用途は幅広く、授業改善や校務支援はもちろんのこと、障害のある児童生徒への支援や、長期欠席児童生徒への活用が期待されています。
- Society5.0社会の実現に向けて、本市においては、タブレット端末や無線LAN環境をはじめ、学校におけるＩＣＴ環境の整備を進めることはもとより、教育におけるさまざまな場面でのデジタル化を積極的に進め、本市学校教育との融合を進めます。

※「Society5.0」とは

①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上５番目の新しい社会。2030年頃には、第４次産業革命ともいわれる、IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society 5.0）の到来が予想されている。

3. アクション 《action》 ～ミッションに基づいた重点的な取組み～

(1)12の施策

本プランで掲げる5つのミッションを果たすため、各ミッションを達成するために必要な12の施策を設定し、施策ごとに重点的な取組みやその方向性を示しています。

ミッション	施 策
mission 1	1 確かな学力の育成
	2 健やかな体の育成
	3 豊かな心の育成
	4 特別支援教育の推進
mission 2	5 大量退職・採用時代における教員の資質向上
	6 学校における業務改善の推進
mission 3	7 長期欠席、いじめ等へのきめ細かな対応
	8 児童生徒等の安全の確保
mission 4	9 家庭・地域・学校の連携
	10 社会的・経済的な課題への対応
mission 5	11 教育環境の整備
	12 学校施設の整備

(2)指標等の設定

本プランを着実に推進し、進捗を管理するため、各施策に指標等を設定します。指標等は内容により3種類に区分し、できる限り全国比較が可能な指標等を設定します。

指標等		内 容
指標	重点指標	- 各施策の進捗を評価するために必要かつ適切な指標 ※各施策に3項目程度 - 原則、アウトカム（成果）指標 ※最終年度の目標値を定める （可能な限り、具体的な数値目標とする。困難な場合は、全国比較ができるものは、「全国平均以上」など。）
	参考指標	- 重点指標を補足するために必要な指標 ※項目数は定めない ※改善・向上等、方向性の目標を定める
モニタリング項目		- 施策に関連したデータ等でモニタリング（把握・確認）が必要なもの ※目標値等は定めない

(3)各施策を推進するための個別計画・方針等

教育委員会ではこれまでに、学力・体力向上、子どもの読書推進、特別支援教育など、各施策を推進するための個別計画や方針等を策定しています。また、他部局の分野別計画等とも連携し、取組みを進めています。

本プランでは、施策ごとに今後の方向性を示しつつ、以下に示す個別計画や方針等と一体となって、施策を推進していきます。

各施策を推進するための個別計画・方針等

- 新・北九州市子ども読書プラン
- 北九州市学力・体力向上アクションプラン（第2ステージ）
- 北九州市スポーツ振興計画　＜※他部局の分野別計画＞
- 北九州市文化振興計画　＜※他部局の分野別計画＞
- 教職員支援プロジェクト ～「一人にさせない」チーム学校体制づくり～
- 北九州市特別支援教育推進プラン
- 北九州市教育委員会人材育成基本方針
- 学校における業務改善プログラム（第2版）
- 北九州市いじめ防止基本方針
- 学校安全計画　＜※各学校で策定＞
- 北九州市生涯学習推進計画　＜※他部局の分野別計画＞
- 元気発進！子どもプラン（第2次計画）　＜※他部局の分野別計画＞
- 北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方
- 北九州市学校施設長寿命化計画

4. 計画の全体像



アクション (action)

主な取組み	各施策を推進するための個別計画・方針等
(1) 学校マネジメントの充実 (2) 学力の向上 (3) 学校における読書活動の推進 (4) 英語教育の推進 (5) 本市の特色を活かした教育活動の推進	新・北九州市子ども読書プラン
(1) 体力の向上 (2) 学校における食育の推進 (3) 健康の保持 (4) スポーツに親しむ機会の充実	北九州市学力・体力向上アクションプラン (第2ステージ)
(1) 道徳教育・文化芸術に触れる機会の充実 (2) 人権教育の推進	《参考》他部局の分野別計画 北九州市スポーツ振興計画
(1) 相談支援体制の整備 (2) 特別支援教育を推進する体制の充実 (3) 就労支援 (4) 理解促進	《参考》他部局の分野別計画 北九州市文化振興計画
(1) 人材の確保 (2) 人材の育成・資質の向上 (3) 女性活躍推進	北九州市特別支援教育推進プラン
(1) 業務改善の推進 (2) 適正な部活動の推進	北九州市教育委員会 人材育成基本方針
(1) 長期欠席（不登校）への対策 (2) いじめ等問題行動への対応 (3) 専門人材の配置・活用	学校における業務改善プログラム (第2版)
(1) 防災・安全教育の推進 (2) 重篤な事故の防止 (3) 食物アレルギー事故及び感染症等の防止	北九州市いじめ防止基本方針
(1) 家庭との連携 (2) 地域との連携	《参考》各学校で策定 学校安全計画
(1) 子どもの貧困など経済的な課題の対応 (2) 社会的な課題への対応 (3) 早期からの生活習慣の確立と小学校教育への円滑な接続	《参考》他部局の分野別計画 北九州市生涯学習推進計画
(1) 教育の情報化推進 (2) 学校規模の適正化	《参考》他部局の分野別計画 元気発進！子どもプラン (第2次計画)
(1) 安全で快適な学校施設の整備	北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方
	北九州市学校施設長寿命化計画

教職員支援プロジェクト「一人にさせない」チーム学校体制づくり

5. 本計画とSDGsの関係 ～SDGsの視点を踏まえた本市学校教育～

(1) 北九州市のSDGs達成に向けた取り組み

「SDGs」（持続可能な開発目標）は、国連加盟国が合意した 2030 年の国際目標で、SDGs の多くは、「北九州市環境未来都市」をはじめとした、これまでの本市の取り組みと大きく関連しています。

こうした本市の取り組みは、国内外で大きく評価され、平成30（2018）年4月、OECD（経済協力開発機構）は「SDGs 推進に向けた世界のモデル都市」として、アジア地域で初めて、本市を選定しました。また、平成30年（2018）年6月、本市は、国による「SDGs 未来都市」に選定されています。

(2) 本市学校教育におけるSDGsへのアプローチ

○ SDGs の理念「誰一人取り残さない」

教育現場においては、「誰一人取り残さない」という視点を持ち、

- ・ 特別支援教育をはじめとした障害のある子どもへの支援
- ・ いじめ、長期欠席（不登校）等へのきめ細かな対応
- ・ 経済的に困難な世帯の子どもたちへの学習支援、経済的支援
- ・ 外国人・LGBTなど、マイノリティへの適切な対応 など

課題や困難を抱える子どもを取り残すことなく、教育委員会・学校の責務として、学力や進路を保証していくことが重要です。

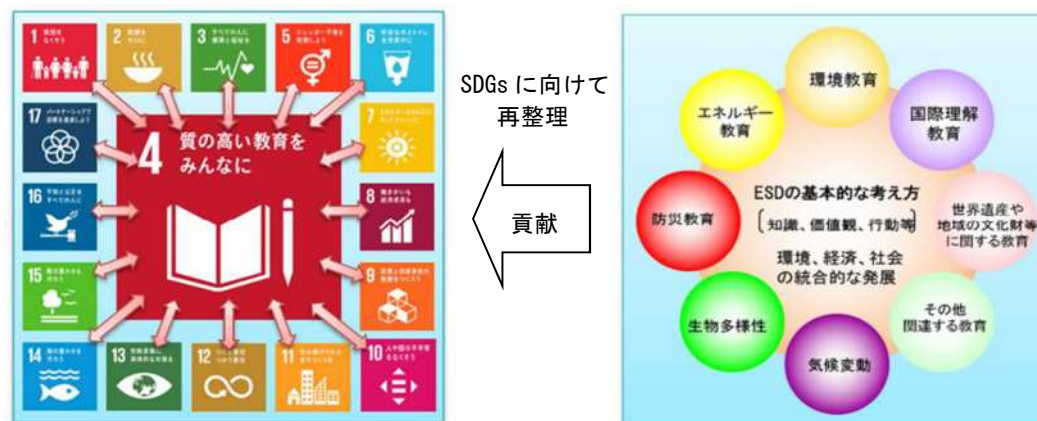
○ SDGs の達成に貢献するESDの推進

教育は、SDGs の目標4「質の高い教育をみんなに」として位置付けられ、「教育が全てのSDGsの基礎である」ともいわれています。

また、本市が積極的に取り組んでいるESD（持続可能な開発のための教育）は、目標4の中のターゲットに、「ESDを通して持続可能な開発を促進するために必要な知識等を習得できるようにする」旨が示されています。

教育活動全体を、SDGs に示される17の目標の視点から再整理し、ESDをはじめとしたあらゆる活動を通して、SDGs の視点を踏まえた教育を推進します。

持続可能な開発目標（SDGs）と教育（ESD）



(3)SDGsの視点を踏まえた学校教育の推進

SDGsの視点を踏まえた教育を推進し、多様な問題が絡み合い解決が困難な現代の課題の重要性について子どもたちが認識し、主体的・協働的に学び、行動するための能力・態度を育みます。

SDGsの視点が含まれる学習のアプローチとしては、各教科、特別の教科 道徳等のほか、環境教育・福祉教育・国際理解教育・キャリア教育・情報教育・人権教育等があります。

SDGsの視点を踏まえた本市学校教育のイメージ



目標4「質の高い教育を本市全ての子どものために」

■SDGsへのアプローチ（例）

環境	環境アクティブ・ラーニング（小学校4年） ・総合的な学習の時間 ・体験を通して、本市の自然環境・環境保全についての理解を深め、実践力を高める。	7 持続可能なエネルギー 11 持続可能な都市 12 つぎの世代への責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう
ふるさと	新たな取組みとして地域教材資料集「（仮称）だいすき！北九州」（小学校3年）の作成・活用 ・本市のまちのよさについての理解を深め、誇りと愛情を育む。	6 安全な水とトイレを世界中に 9 産業と地域経済の活力強化 11 持続可能な都市
人権	人権教育教材集「新版 いのち」「北九州子どもつながりプログラム」 ・道徳、特別活動 ・人権に関する理解を深め、自他共に大切にする心情を育む。	5 ジェンダー平等を達成 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に
福祉	高齢者体験・車いすバスケット交流（小学校高学年） ・道徳、総合的な学習の時間 ・体験や交流活動を通して、共に生きようとする態度を育む。	3 持続可能なエネルギー 11 持続可能な都市
キャリア	職場体験、農村民泊体験学習（中学校2年） ・総合的な学習の時間 ・職業に関わる体験活動を通して、生き方、働き方、進路についての理解を深める。	8 持続可能な産業と雇用 9 産業と地域経済の活力強化
国際理解	文化交流 ・外国語科、外国語活動、総合的な学習の時間 ・交流活動を通して、異文化理解を深め、共に生きようとする態度を育む。	1 貧困をなくそう 2 調和のとれた社会を築く 3 持続可能なエネルギー 17 パートナリーシップで目標を達成しよう
情報	ICT活用（小学校1年～中学校3年） ・各教科、総合的な学習の時間、特別活動 ・ICT機器の活用を通して、情報活用能力を育む。	4 質の高い教育をみんなに

SDGsの視点に立った教育活動で育成する資質・能力

- 自分事として課題を捉える力
- 進んで参加する態度
- 他者と協力する力
- つながりを尊重する態度
- コミュニケーション力
- 多面的・多角的・総合的な思考
- 未来像を予想した立案力
- 批判的に考える力

(4)本計画とSDGsの関係

- 「誰一人取り残さない」という視点を持ち、課題や困難を抱える子どもを取り残すことなく、教育委員会・学校の責務として、学力や進路を保証していきます。
- 教育が全ての施策の基礎であることから、本計画全体を貫く目標として「4 質の高い教育をみんなに」を位置づけます。
- 市民総ぐるみで子どもの教育を支えるという観点から、本計画全体を支える目標として「17 パートナーシップで目標を達成しよう」を位置づけます。



第4章 施策ごとの現状、分析、今後の方向性

1. 施策の方向性

本計画の策定にあたっては、客観的な根拠（データ等）に基づいて、今後の施策の方向性を示すこととしています。

資料編に掲載している学校教育に係る様々なデータ等に基づき、「現状」を把握した上で、「分析」（課題等の抽出）を行い、それらを踏まえて「今後の方向性」を導き出しています。

《施策1》確かな学力の育成

◆現状

- 全国学力・学習状況調査の結果について、国語は、小学校A問題で、全国平均を上回ったほか、小学校B問題や中学校A・B問題で全国平均に近づいています。一方、算数・数学は、小中学校A・B問題ともに、一進一退の状況にあります。
- 家庭学習習慣について、授業以外に1時間以上勉強している児童生徒の割合は、小6・中3ともに、平成27年度に比べ増加しているものの、全国平均を下回っています。また、普段、全く学習しない中3生徒の割合が全国の約2倍となっています。
- 「わかる授業」づくりの5つのポイントの実施率について、小学校の「学習規律の維持」、「めあて・ねらいの提示」、「振り返る活動」は全国平均と同程度で、中学校の「学習規律の維持」、「めあて・ねらいの提示」は全国平均を上回っています。一方で、中学校の「振り返る活動」や、小・中学校の「思考を深める発問の工夫」、「学級やグループで話し合う活動の工夫」の実施率は低い水準にあります。

<「わかる授業」づくり5つのポイント>

- ①「学び合いの基盤」
- ②板書には、必ず「めあて」、「まとめ」と「振り返り」
- ③子どもの思考を深める「発問」の工夫
- ④1単位時間の中に「話し合う活動」と「書く活動」
- ⑤「まとめ」と「振り返り」終わりの5分の確保

- 読書が好きな児童生徒の割合は、小6・中3ともに全国と同程度であるものの、普段、全く読書をしない児童生徒の割合は、全国平均を上回る状況が続いています。
- 英検3級以上相当の英語力を有する生徒の割合は、上昇傾向にあり、全国平均を上回っています。一方で、英検準1級以上相当の英語力を有する教員の割合は、平成27年度に全国平均をやや上回ったものの、以降は若干割合が減少しています。
- SDGs未来都市としての特性を活かした環境教育や企業や地域と連携したキャリア教育など、本市の社会資源等を活用した取組みを展開しています。

【資料編 5～10ページ参照】

◆分析

(1) 学校マネジメントの充実

〔本市が力を入れている取組み〕

- 各学校において、学校教育目標を具現化する教育指導計画書を作成し、スクールプラン、学校評価と連動させながら、学校の実情に応じた学校マネジメント体制が構築されています。
- 指導主事等による学力体力向上に向けた支援のための学校訪問や学力定着サポートシステム、本市独自の単元末テスト（小学校）作成、定期考査診断（中学校）、北九州市学力状況調査などを実施・活用し、各学校において、「全校体制でのPDCAサイクル」に基づいた運用を進めています。
- 管理職・教務主任相互訪問、学校マネジメント研修、先進事例の視察等を通して、開かれた教育課程の実現を図っています。

〔課題点〕

- 新学習指導要領において、自らが新たな時代を切り拓くことのできる知識・技能、思考力・判断力・表現力等の育成がより一層求められている中、新たな指導への変化に対応した学校マネジメント体制を確立することが必要です。

（２）学力の向上

〔本市が力を入れている取組み〕

- 「北九州市学力・体力向上アクションプラン（第２ステージ）」に沿った、学力向上の取組みを着実に進めています。
- 学力・体力向上推進教員のモデル授業や助言・支援、「kitaQ せんせいチャンネル」における授業づくりの動画等を通して、「わかる授業」づくりの５つのポイントを意識した授業づくりが進んでいます。
- 小学校での独自の単元末テストの実施、中学校での定期考査の内容検討と改善に取り組み、身に付けた知識・技能を活用して思考する場面を設定した授業が実施されるなど、児童生徒の思考力・表現力の向上につながっています。
- 北九州市学力状況調査を小４・５、中１・２で実施し、全国学力・学習状況調査と併せて、小学校から中学校まで児童生徒一人一人の学力を継続的に把握・分析し、学力向上に向けたきめ細かな指導を行う体制が構築されています。
- 「子どもひまわり学習塾」や学校独自の取組みにより、放課後の補充学習体制が構築されています。

〔課題点〕

- 「わかる授業」づくり５つのポイントのうち、「思考を深める発問の工夫」、「学級やグループで話し合う活動の工夫」などに課題があり、より質を高めていくことが必要です。
- 家庭学習習慣が身についている児童生徒の割合は全国平均を下回っており、学校や教員による児童生徒への働きかけが、十分な効果を挙げていません。
- 補充学習について、全国学力・学習状況調査や北九州市学力状況調査の結果を分析し、児童生徒一人一人の課題に対応するなど、内容や質の向上を図る必要があります。

（３）学校における読書活動の推進

〔本市が力を入れている取組み〕

- 「新・北九州市子ども読書プラン」に沿った、学校における読書活動を推進する取組みを着実に進めています。
- 全小中学校で学校図書館が毎日開館されているほか、中学校区への学校図書館職員の計画的な配置の推進、全小中学校での地域・郷土コーナーの設置など、読書環境が整備されています。
- 平成３０年１２月に開館した「子ども図書館」による、子どもの読書活動に関わるボランティア等の研修の充実、学校図書館の運営支援など、学校における子どもの読書活動を推進する体制が充実しています。

〔課題点〕

- 図書館資料を使って授業を行うなど、教科等の指導において、学校図書館を活用した授業の充実を図る必要があります。

（４）英語教育の推進

〔本市が力を入れている取組み〕

- 新学習指導要領における英語教育の早期化・教科化に向けて、平成２９年度から３年間で小学校教員全員が受講する外国語指導力向上研修を実施しています。
- 平成３０年度から、小学校において、新学習指導要領の外国語教育を先行実施し、小学校へ日本人ＡＬＴや中学校外国語教員を専科教員として配置するなど、必要な人的配置も進めています。
- 英語教育リーディング校を指定し、新学習指導要領での小学校英語教育の早期化・教科化、中学校における指導内容の質の向上を見据えた指導方法の実践研究を実施しています。

〔課題点〕

- 新学習指導要領においては、４技能（聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと）のうち、これまで以上に「話すこと」の力が求められていることから、授業やパフォーマンステスト等でのＡＬＴの効果的な活用について研究を進める必要があります。

（５）本市の特色を活かした教育の推進

〔本市が力を入れている取組み〕

- 環境体験活動「環境アクティブ・ラーニング（小４）」を全市的に実施する等、ＳＤＧｓ未来都市としての本市の独自性を活かした環境教育を展開しています。
- 小学校応援団による出前授業、地元の企業人による講話など、本市の企業や地域の人材を活用したキャリア教育を実施しています。

〔課題点〕

- さまざまな教科の学習の中で、本市ならではの人・もの・ことや特性を学ぶ機会や活動を充実する必要があります。

◆今後の方向性

（１）学校マネジメントの充実

- スクールプランの作成により、学校全体の取組みのベクトルを揃えるとともに、課題の明確化と課題解決に向けた具体的取組みの焦点化、中間評価での「全国学力・学習状況調査」等の結果分析による客観的な検証と効果的な具体的改善策の策定など、「全校体制でのＰＤＣＡサイクル」を確立し、学校マネジメント体制の更なる推進を図ります。

（２）学力の向上

- 「わかる授業」づくり５つのポイントの質の向上、学力・体力向上推進教員の活用、小学校における単元末テスト及び中学校における定期考査の改善等、教員の指導力向上のための日々の継続的な取組みを通して、児童生徒の学ぶ意欲を高める「わかる授業」づくりを一層進めます。
- 小学校高学年における専科指導の推進、子どもひまわり学習塾や学力定着サポートシステムを活用した児童生徒一人一人に応じた補充学習体制の構築と質の向上、家庭学習チャレンジハンドブックの活用や宿題ルールを基盤とした家庭学習の充実等、学校、教育委員会、家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、連携した取組みを推進し、児童生徒のつまずきの解消と学力定着を図ります。

（３）学校における読書活動の推進

- 学校図書館職員の配置を計画的に全中学校区に広げ、学校図書館を活用した授業の充実を図るとともに、学校図書館の常時開館やブックヘルパーの活用等により、利用しやすい学校図書館の環境づくりを進め、学校における読書活動を推進します。
- 子ども図書館の学校図書館支援センター機能による読み聞かせボランティアやブックヘルパーの研修、学校図書館の運営支援を通して、学校図書館の機能の更なる充実を図ります。
- 学校図書館を「読書センター」として、読書の楽しさを伝えるとともに、「学習センター」「情報センター」として、調べ学習などでの活用、地域・郷土コーナーの設置など、学校図書館の更なる活用を図ります。

（４）英語教育の推進

- 小学校教員の外国語活動指導力を向上させる研修の実施や日本人ＡＬＴや専科指導などの人的配置により、新学習指導要領に着実に対応し、児童生徒が外国語でコミュニケーションを図る素地・基礎となる資質・能力を育成します。
- 中学校においては、今後実施される全国学力・学習状況調査におけるスピーキングテスト（話すことの調査）の成果と結果を踏まえた授業改善、ＡＬＴの有効活用などを通して、４技能（聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと）のバランスのよい育成を行います。特に、これまで以上に「話すこと」の力が求められており、教員の「話すこと」に関する作問や評価についての研修の実施、スピーキングテストの実施を含めた定期考査の在り方、評価方法の改善などの工夫を図り、「話すこと」の力を育成します。

（５）本市の特色を活かした教育の推進

- ＳＤＧｓ未来都市として、「環境アクティブ・ラーニング」などの環境教育のみならず、福祉教育、国際理解教育、キャリア教育、情報教育、人権教育等、ＳＤＧｓの視点が含まれる学習について、各学校や地域の実状に応じた取組みを推進し、ＳＤＧｓへの理解を進めるとともに、子どもたちが主体的・協働的に学び、行動するための能力・態度を育みます。
- また、これらの教育を展開するにあたっては、北九州市にある企業や人材などの社会資源を活用しながら、実社会とのつながりを感じ取ることができる教育活動を展開し、子どもの意欲を高めます。
- 新学習指導要領でも示されている「持続可能な社会を創る担い手」の育成を図るため、小中学校を通して教科等の学習で活用できる地域教材資料集「（仮称）だいすき！北九州」を作成・活用し、郷土の視点から理解を深め、シビックプライドの醸成を図るとともに、ＳＤＧｓの理解促進を図ります。

◆指 標 等

◎重点指標

指 標			現状値 平成 30 年度	目標 令和 5 年度	考え方
全国学力・学習状況調査 結果平均正答率全国比 《全国学力・学習状況調査》	小6	実 績	98%	100.0%	学力の向上
	中3	実 績	97%	100.0%	
学校の授業時間以外に、 普段（月～金曜日）読書 を全くしない児童生徒の 割合 《全国学力・学習状況調査》	小6	実 績	22.7%	18.0% （R2 年度目標） 新・子ども読書プランより	読書習慣の定着
		国(実績)	18.7%		
	中3	実 績	38.8%	35.0% （R2 年度目標） 新・子ども読書プランより	
		国(実績)	32.9%		
中学校卒業段階で英検 3 級 (CEFRA 1) 程度以上の生徒の割 合 《文科省：英語教育実施状況調査》	実 績		47.5%	50.0%	英語教育の推進
	国(実績)		42.6%		

○参考指標

指 標			現状値 平成 30 年度	目標 令和 5 年度	考え方
授業で学級やグループで話 し合う活動が授業で行われ ていたと回答した児童生徒 の割合 《北九州市学力状況調査》	小5	実 績	83.9%	90%	「わかる授業」 づくり
	中2	実 績	80.8%		
授業の最後に学習したことを 振り返る活動が行われて いたと回答した児童生徒の 割合 《北九州市学力状況調査》	小5	実 績	79.7%	90%	「わかる授業」 づくり
	中2	実 績	73.6%		
授業以外（月～金曜日）の学 習時間が1 時間以上の児童 生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小6	実 績	58.1%	全国平均以上	学習習慣の定着
		国(実績)	66.2%		
	中3	実 績	59.3%		
		国(実績)	70.6%		
授業で課題の解決に向けて 自分で考え、自分から取り 組んでいたと回答した児童 生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小6	実 績	74.6%	全国平均以上	学力の向上
		国(実績)	76.7%		
	中3	実 績	68.0%		
		国(実績)	73.8%		
英検準 1 級（CEFRB2）以上等を取 得している教員の割合（中学校英語 担当教員） 《文科省：英語教育実施状況調査》	実 績		27.9%	全国平均以上	英語教育の推進
	国(実績)		36.2%		

《施策２》健やかな体の育成

◆現状

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、小・中学校の男女の体力合計点は年々上昇し、改善しています。平成２９年度、平成３０年度と２年連続して、小・中学校の男女共に、体力合計点が全国平均を上回りました。また、平成３０年度の中学校男子の体力合計点については、政令市の中でトップになりました。
- 授業外の運動時間は、中学校においては、男女ともに、１週間の総運動時間数が０～６０分の生徒の割合が全国平均を上回るなど、運動をする生徒としない生徒の二極化傾向が見られます。
- 中学校の残食率は、主食（米飯・パン）、牛乳、副食のいずれも減少傾向にあります。
- 毎年度、保護者から提出される保健調査票や定期健康診断等により、児童生徒の健康状態を把握し、学校生活上の配慮事項の確認・対応を行っているほか、保健管理にも活用しています。
- 朝食を毎日食べている児童生徒の割合は、横ばいで推移しており、全国平均をやや下回っています。
- むし歯のない者の割合は、小１、中１ともに全国平均を下回る状況が続いています。
- 肥満（肥満度２０％以上）及び痩身（肥満度▲２０％以下）の割合は、小５男女（肥満）、中学校女子（痩身）はいずれも減少傾向にありますが、肥満については全国平均を上回っており、痩身については全国平均と同程度となっています。
- 健康に運動が「大切」と考える児童生徒の割合は、小・中学校の男女いずれも全国をやや下回っています。
- 東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機に、スポーツの素晴らしさや、国際的なマナー、人権等についての理解を深めるオリンピック・パラリンピック教育（以下、「オリ・パラ教育」）を推進しています。

【資料編 １１～１７ページ参照】

◆分析

（１）体力の向上

〔本市が力を入れている取組み〕

- 「北九州市学力・体力向上アクションプラン（第２ステージ）」に沿った、体力向上の取組みを着実に進めています。
- 新体力テストを、全小中学校・全学年・全種目で実施することを通して、学校としての課題を明確にし、授業改善に生かすＰＤＣＡサイクルが確立されつつあります。
- 「北九州市体力向上プログラム」の作成・活用を通じて、教員の授業力向上が図られ、体育・保健体育科の授業改善が進み、児童生徒が、楽しみながら授業に臨めています。

- 学校全体で取り組む「１校１取組」（縄跳び運動や持久走、ダンスなど）の定着や、部活動の適正化と充実により、各学校で適切な運動習慣を形成し、授業外の運動時間を確保できました。
- 児童生徒の新体力テスト結果を各家庭に情報提供しています。また、学校全体の状況についても、家庭・地域へ情報提供しています。
- 全校で北九っ子体力向上シートや体力アップシートを活用し、児童生徒に自己の体力向上に向けた目標を持たせるとともに、自分の体力の経年変化をわかるようにすることで、体力向上に対する意識づけを図っています。

〔課題点〕

- 学校としての課題（授業の質の確保、授業外の運動状況、地域等との連携など）を精選し、より質の高いPDCAサイクルを構築することが必要です。
- 「１校１取組」が定着した一方で、同じ内容を繰り返しているだけのケースも見受けられます。新体力テスト等の結果を分析し、学校の課題に応じた取組み内容に改善する必要があります。
- 新体力テストの結果提供について、児童生徒・保護者が、生活の中で留意すべき事項や、学校全体で取り組んでいく内容を提供するなど、より質の高い情報提供を行っていく必要があります。

（２）学校における食育の推進

〔本市が力を入れている取組み〕

- 望ましい食習慣の習得のため、学校給食を「生きた教材」として活用し、栄養教諭等と連携した食育指導を充実させています。
- 小・中学校での食に関する指導を徹底するために、北九州スタンダードカリキュラムを作成し、発達の段階に応じて指導内容を明確にして指導しています。
- 献立表等の家庭配布、給食レシピのホームページ掲載、給食試食会や家庭教育学級において栄養教諭等による講話を行うなど、家庭や地域に対する情報発信を行っています。

〔課題点〕

- 中学校の残食率は減少傾向にありますが、学校間で差が生じています。
- 家庭・地域と連携した食育を一層推進するために、情報発信の方法をさらに工夫する必要があります。
- 健康に食事は大切と考えている児童生徒が、全国平均をやや下回っているなど、健康に対する意識が低い傾向があります。

（３）健康の保持

〔本市が力を入れている取組み〕

- 小・中学校で給食後の歯みがきを行う学校数が増加しているほか、全国小学生歯みがき大会（日本学校歯科医会などが主催）の参加校数も増加傾向にあるなど、むし歯予防意識の高まりが見られます。

- 平成26年度から、全校で「食育を通じた児童生徒等の肥満・痩身対策ガイドライン」に基づき、養護教諭等による保健指導などの取組みを開始したほか、平成28年度から「子どもの健康管理プログラム」を用いた肥満痩身等の判定、受診勧奨を行っています。その結果、専門的な診断、治療等を受けるため、専門病院等を受診する者が増加しているほか、肥満痩身全体に占める高度肥満（肥満度50%以上）及び高度痩身（肥満度▲30%以下）の割合は減少傾向にあります。

〔課題点〕

- 歯に関する指標（むし歯のない者の割合、未処置歯のある者の割合）について、学校間で差が生じているほか、小学校入学時点で、既にむし歯のない者の割合が全国平均より1割程度低くなっており、就学前児童のむし歯予防に課題があります。
- 健康に運動が「大切」と答えた児童生徒の割合が低く、指導の工夫・改善が必要です。

（４）スポーツに親しむ機会の充実

〔本市が力を入れている取組み〕

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、オリ・パラ教育推進校を指定し、一流のスポーツ選手と直接触れ合うことなどを通して、スポーツの素晴らしさや、国際的なマナー、人権等についての理解を深める教育を推進しています。

〔課題点〕

- NPO法人や総合型地域スポーツクラブ等とのさらなる連携を行い、スポーツへの興味・関心を向上させるとともに、学校部活動との連携を促進し、より効果的な部活動運営等を検討していく必要があります。

◆今後の方向性

（１）体力の向上

- 各学校でスクールプランの作成を通して課題を明確化し、「全校体制でのPDCAサイクル」の質をさらに高めるとともに、新体力テストを全学年・全種目で実施し、その結果を踏まえた授業改善を進め、児童生徒の体力向上を図ります。
- 体育・保健体育科の授業において、児童生徒が主体的・協働的に学ぶ授業を構築し、運動が得意な児童生徒の運動能力向上のみならず、運動が苦手な児童生徒の自己肯定感や、スポーツへの興味・関心の向上を図ります。
- 学校において、北九っ子体力向上シート、体力アップシートを活用するとともに、学校の課題に応じた「1校1取組」を進め、年間を通じた運動習慣の確立を図ります。さらに、新体力テストの結果提供の工夫・改善など、家庭や地域に対して、より質の高い効果的な情報提供を行うなど、運動習慣の確立に向けた家庭・地域と連携した取組みを推進します。

（２）食育の推進

- 野菜の収穫体験や生産者との交流、「学校給食献立レシピコンクール」等により、地産地消の理解や食への感謝の心を育むとともに、小中学校9年間を通じて学校給食を「生きた教材」として活用し、栄養教諭等と連携した食育指導を充実するなど、学校における食育を推進します。

- 「早寝・早起き・朝ごはん運動」の継続的な実施など、家庭での朝食摂取を含む基本的な生活習慣の定着につながる取組を進めます。
- 献立表、給食だよりの配布、家庭で作れる給食レシピのホームページ公開など、家庭・地域への情報提供の工夫・改善を図るとともに、関係部局との連携を通して情報発信の強化に努め、家庭・地域における食育を推進します。

（３）健康の保持

- 保健調査票や定期健康診断等を通して、児童生徒の健康状態の把握に努め、健康で快適な学校生活を送れるよう、養護教諭を中心に教職員間で連携を図り、適切に対応していきます。
- 学校医等をはじめとした専門職（歯科衛生士、保健師、栄養士など）や家庭との連携を図り、むし歯や肥満痩身の防止に努めます。
- 関係部局や歯科医師会等と情報交換などを図りながら、就学前児童のむし歯予防についても連携に努めます。
- 体育科・保健体育科、技術・家庭科、特別活動等の時間において、規則正しい生活を送ることや運動することが健康の保持増進に密接に関連していることについて指導を行い、生涯にわたって健康の保持増進に努めることや運動に親しむ態度を養います。

（４）スポーツに親しむ機会の充実

- NPO法人や総合型地域スポーツクラブと連携し、学校生活や地域の中で、外遊びなどの体験活動・運動に親しむ多様な機会を提供し、親子が一緒に、楽しく身体を動かす習慣づくりを推進します。
- オリンピック・パラリンピックや国際大会等を含む、様々な運動やスポーツを「見ること・支えること・知ること」など、多様なかかわり方をあることを理解し、運動やスポーツに対する関心を高める啓発を進めます。
- また、関係機関・関係部局とも連携し、地元ゆかりのオリンピック・パラリンピアンをはじめとした一流のスポーツ選手との交流などを通して、スポーツの素晴らしさや国際理解、人権等への理解を深める教育を推進します。

◆指 標 等

◎重点指標

指 標			現状値 平成 30 年度	目標 令和 5 年度	考え方
全国体力・運動能力の実 技結果全国平均値以上 の項目の割合 《全国体力・運動能力調査》	小5 男子	実 績	87.5% (7/8 種目)	100.0% (8/8 種目)	体力の向上
	小5 女子	実 績	87.5% (7/8 種目)	100.0% (8/8 種目)	
	中2 男子	実 績	88.9% (8/9 種目)	100.0% (9/9 種目)	
	中2 女子	実 績	77.7% (7/9 種目)	100.0% (9/9 種目)	
体育・保健体育が楽し いと思う児童生徒の割 合 《全国体力・運動能力調査》	小学校 男子	実 績	92.9%	全国平均以上	運動習慣の定着
		国(実績)	94.6%		
	小学校 女子	実 績	89.5%		
		国(実績)	90.7%		
	中学校 男子	実 績	89.5%		
		国(実績)	89.3%		
う歯のない生徒の割合 《学校保健統計調査》	中学校 1 年生	実 績	55.5% (※)	60.3 %	健康の保持
		国(実績)	65.1% (※)		

(※) は、平成 29 年度数値

○参考指標

指 標			現状値 平成 30 年度	目標 令和 5 年度	考え方
1 週間に 60 分以上運動す る児童生徒の割合 《全国体力・運動能力調査》	小5 男子	実 績	91.6%	全国平均以上	運動習慣の定着
		国(実績)	92.8%		
	小5 女子	実 績	87.1%		
		国(実績)	86.8%		
	中2 男子	実 績	91.1%		
		国(実績)	93.5%		
	中2 女子	実 績	74.1%		
		国(実績)	80.6%		

参考指標（つづき）

指 標			現状値 平成 30 年度	目標 令和 5 年度	考え方
中学校の給食残食率 《教育委員会調査》	米飯	実 績	4.4%	4.0%	学校における食育の推進
	パン	実 績	5.4%	5.0%	
	副食	実 績	3.6%	3.0%	
朝食を毎日「食べている」「どちらかと言えば食べている」と回答した児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小6	実 績	91.8%	全国平均以上	家庭における食育の推進
		国(実績)	94.5%		
	中3	実 績	89.0%		
		国(実績)	91.9%		
肥満傾向児の割合 【肥満度 20%以上】 《学校保健統計調査》	小5 男子	実 績	9.9%	9.3%	健康の保持
		国(実績)	10.0% (※)		
	小5 女子	実 績	8.2%	7.6%	
		国(実績)	7.7% (※)		
痩身傾向児の割合 【肥満度▲20%以下】 《学校保健統計調査》	中学校 女子	実 績	3.4%	2.8%	
		国(実績)	3.6% (※)		
健康であるために、運動を行うことが「大切・やや大切」と回答した児童生徒の割合 《全国体力・運動能力調査》	小5 男子	実 績	95.4%	全国平均以上	運動習慣の定着
		国(実績)	96.1%		
	小5 女子	実 績	95.4%		
		国(実績)	96.2%		
	中2 男子	実 績	95.5%		
		国(実績)	95.9%		
	中2 女子	実 績	95.9%		
		国(実績)	96.1%		

(※) は平成 29 年度数値

《施策3》豊かな心の育成

◆現状

- 道徳の時間が「特別の教科 道徳」(道徳科)として教科化され、小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度から実施されています。
- 自尊感情について、「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国平均と同程度の状況です。全国的に年々上昇傾向にあり、本市でも同様の傾向にありますが、学年進行とともに低下する傾向にあります。
- 自己肯定感について、「人の役に立つ人間になりたいと思う」と回答した児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国平均と同程度の状況です。
- 規範意識について、「学校のきまりを守っている」と回答した児童生徒の割合は、小学校では全国平均を若干下回り、中学校では全国平均と同程度の状況です。
- 人権教育教材集「新版 いのち」を活用しながら、教育活動全体を通じた人権教育に取り組むとともに、小中9年間を見通した「北九州子どもつながりプログラム（北九州市対人スキルアッププログラム）」を実施し、児童生徒相互の好ましい人間関係づくりを進めています。
- 児童生徒が本物の文化・芸術に触れる体験として、関係部局とも連携しながら、アウトリーチ事業等を行っているほか、地域における伝統文化や近代化遺産などについて学ぶ機会を設定するなど、シビックプライド醸成につながる取組みを実施しています。
- 「住んでいる地域や北九州市が好き」と回答した児童生徒の割合は、小・中学校ともに上昇傾向にあるほか、「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある」と回答した児童生徒の割合は、小・中学校ともに全国平均と同程度で、上昇傾向にあります。

【資料編 18～20ページ参照】

◆分析

(1) 道徳教育・文化芸術に触れる機会の充実

〔本市が力を入れている取組み〕

- 本市作成教材「北九州道徳郷土資料」、「新版 いのち」を計画的に活用し、教育活動全体を通じて心の教育を行っているほか、「伝統文化体験モデル事業」や「中学校音楽科における箏の体験授業」等、伝統文化に触れる機会と内容の充実を図っています。
- 美術館と連携した「ミュージアム・ツアー」(小3)や「北九州市道徳郷土資料」の活用、合唱フェスティバルで郷土の自然や歴史を盛り込んだ校歌・市歌の合唱をするなど、郷土への愛着を深め豊かな情操を養う本市独自の取組みを進めています。

〔課題点〕

- 自尊感情及び自己肯定感の向上やシビックプライドの醸成など道徳教育による心の育成の役割は大きく、豊かな体験活動を生かした道徳教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となった取組みを充実させていく必要があります。

- アウトリーチ、インリーチ等の体験的活動については、さまざまな取組みが進んでいるところですが、新学習指導要領の本格実施に伴う授業時数確保の観点から、学習活動全体における体験的活動の見直しが求められています。

（２）人権教育の推進

〔本市が力を入れている取組み〕

- 人権教育教材集「新版 いのち」を活用し、発達段階に応じた人権教育を進めているほか、「北九州子どもつながりプログラム（北九州市対人スキルアッププログラム）」を活用し、自分や友達への気付きや、自分の気持ちをコントロールする方法、友達と協力できる関係づくり等を小・中学校９年間の発達段階に応じた系統的・計画的な学習を進めています。

〔課題点〕

- 若年教員が増える中、多様な人権課題等への対応に資する人材の育成が求められています。

◆今後の方向性

（１）道徳教育・文化芸術に触れる機会の充実

- 新学習指導要領により教科化となった「特別の教科 道徳」（道徳科）について、「答えが１つではない課題に子どもたちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育を着実に実施し、児童生徒の道徳性を育みます。
- 「特別の教科 道徳」（道徳科）の授業と学校の教育活動全体で行う道徳教育の充実を図り、児童生徒の自尊感情及び自己肯定感を高め、豊かな人間性を育みます。また、家庭での話し合いや地域でのふれあい活動など、学校・家庭・地域が一体となった取組みを進めていきます。
- 美術館と連携した「ミュージアム・ツアー」（小３）や中学校芸術鑑賞事業などの文化芸術に触れる取組みや、「北九州市道徳郷土資料」の活用などの本市のゆかりの先人や伝統文化を学ぶ機会を充実し、郷土への愛着を深めるとともに豊かな情操を養います。
- 体験的活動を通じて、いわゆる非認知能力である児童生徒の意欲や創造性等を育みます。また、活動の実施にあたっては、学校マネジメントの観点を踏まえながら、各学校の特色等に応じたアウトリーチ、インリーチ等の活動を選択しながら取組みを進めます。

（２）人権教育の推進

- 人権の意義・内容について理解を深め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を身に付け、それが様々な場面に行動で現れるように、人権教育教材集「新版 いのち」等を活用しながら、教育活動全体を通じた人権教育を進める。また、新たな人権課題についても、「新版 いのち」に関連する教材に内容を追加していきます。
- 児童生徒相互の好ましい人間関係づくりのための９年間を見通した「北九州子どもつながりプログラム（北九州市対人スキルアッププログラム）」を全校で活用し、児童生徒のコミュニケーション能力を高め、人間関係づくりのスキル等の向上を図ります。
- 特に若年教員に対しては、様々な研修の機会に、「新版 いのち」や「子どもつながりプログラム」について積極的な活用を周知します。

◆指 標 等

◎重点指標

指 標			現状値 平成 30 年度	目標 令和 5 年度	考え方
自分にはよいところがあると回答した児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小6	実 績	82.7%	全国平均以上	自尊感情の向上
		国(実績)	84.0%		
	中3	実 績	78.4%		
		国(実績)	78.8%		
人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小6	実 績	94.7%	全国平均以上	自己肯定感
		国(実績)	95.2%		
	中3	実 績	94.4%		
		国(実績)	94.9%		
住んでいる地域や北九州市が好きと回答した児童生徒の割合 《北九州市学力状況調査》	小5	実 績	89.6%	前年度以上	シビックプライドの醸成
	中2	実 績	86.3%		

○参考指標

指 標			現状値 平成 30 年度	目標 令和 5 年度	考え方
将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小6	実 績	86.5%	全国平均以上	子どもの意欲の向上
		国(実績)	85.1%		
	中3	実 績	70.8%		
		国(実績)	72.4%		
学校のきまりを守っていると回答した児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小6	実 績	88.3%	全国平均以上	児童生徒の規範意識・自尊感情の向上
		国(実績)	89.5%		
	中3	実 績	95.0%		
		国(実績)	95.1%		

《施策4》特別支援教育の推進

◆現状

- 平成29年1月に策定した「北九州市特別支援教育推進プラン」に沿って、特別支援教育を推進しています。
- 特別支援教育相談センターにおける教育相談事業（「就学相談」、「巡回相談」、「教育相談」、「通級相談」）の申込総数は増加しています。
- 未就学児を対象とした早期相談（「早期教育相談」、「早期巡回相談」）の申込総数も増加傾向です。早期からの一貫した支援の必要性や個別の教育支援計画の作成と活用の重要性が浸透し、個別の教育支援計画を作成した学校・園の割合は向上してきています。
- 児童生徒数が減少傾向にある中、特別支援教育が必要な児童生徒数は増加傾向が続いており、特別支援学校の再編整備、特別支援学級や通級指導教室の新設・増級を進めてきました。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒（以下、医療的ケア児）が増加傾向にあり、医療的ケア児へ対応するために特別支援学校に看護師の配置を進めてきました。
- スクールカウンセラーを特別支援学校全8校に配置して、カウンセリング機能の充実を図っています。
- 北九州中央高等学園卒業生のうち就労希望者の就職率は、97%超の高い水準で推移しています。特別支援学校高等部全体の卒業生の一般就労率は3割超で向上傾向にあります。
- 市民と企業、学校との連携による教材・教具・作品づくり事業や心のバリアフリー推進事業等を実施し、相互理解・障害者理解を図っています。

【資料編 21～25ページ参照】

◆分析

（1）相談支援体制の整備

〔本市が力を入れている取り組み〕

- 幼児児童生徒の状況に応じた段階的支援（三段階の支援）に基づき、それぞれの役割を分担し、情報共有・連携を図りながら支援する体制が構築されています。

＜特別支援教育における3段階の支援＞

	支援内容	支援を担う機関
一次的支援	通常の学級におけるすべての子どもを対象とした特別支援教育の充実	特別支援学校のセンター的機能
二次的支援	通常の学級において苦慮している子どもへの支援	特別支援学校のセンター的機能（一部は特別支援教育相談センター）
三次的支援	特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室における特別な教育的ニーズのある子どもへの支援	特別支援教育相談センター

- 特別支援教育相談センターに早期支援コーディネーターを配置し、市立・私立幼稚園、保育所、認定こども園からの要請に応じた就学前期の指導・支援を実施しています。また、小・中学校において、特別支援教育コーディネーターの複数配置が広がっており、特別支援教育についての組織的な校内支援体制等が充実しつつあります。

〔課題点〕

- 小・中学校では、特別支援教育コーディネーターの業務経験が3年未満の教員が増加しており、特別支援学校においてはベテランと新任の二極化の傾向が見られます。児童生徒及び保護者の教育的ニーズに基づく合理的配慮を適切に提供できるよう、各学校の特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図るとともに、特別支援学校のセンター的機能と連携した校内支援体制の充実が求められています。
- 未就学児を対象とする相談支援について、特別支援教育相談センターにおける早期相談の充実と併せて、関係部局・機関との相談支援の役割分担や情報共有等の連携強化が必要です。

（２）特別支援教育を推進する体制の充実

〔本市が力を入れている取組み〕

- さまざまな機会を通じて、個別の教育支援計画の作成と活用を徹底し、学校や保護者に支援の引継ぎの重要性の浸透が進み、策定割合は増加傾向にあります。
- 特別支援教育の場のニーズの増加に対応し、特別支援学級及び通級指導教室の新設・増級を進め、小・中学校の特別支援学級設置率は84.5%まで向上しています。
- 平成28年度の門司総合特別支援学校と小倉総合特別支援学校の開校により、東部地域の知的障害及び病弱の特別支援学校に一定の改善が図られました。西部地域についても、小池特別支援学校の整備など、再編整備に着手しています。
- 特別支援教育学習支援員や介助員、医療的ケアに携わる看護師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、一人一人の教育的ニーズに応じた人材等の配置・活用を進めています。

〔課題点〕

- 個別の教育支援計画の作成について、特別支援学校及び特別支援学級の在籍児童生徒については浸透が進んでいますが、通級による指導を受けている児童生徒についても作成が一層重視されており、保護者の意向を踏まえた上で、作成を進めていく必要があります。さらに、作成だけに留まらず、校種間の切れ目のない支援を充実させるために、個別の教育支援計画を活用した校種間の引継ぎを定着させていく必要があります。
- 自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍者のうち、小学校で約3割、中学校で約7割が週20時間以上、通常の学級で学習している状況（交流学习）となっています。個々の特性や教育的ニーズによっては、通常の学級に在籍し、必要な時間に特別な指導を受けられるなど、より良い学習環境整備の検討が必要です。
- 特別支援学校における人工呼吸器や酸素療法を必要とする医療的ケア児に付添う保護者の負担軽減や、幼稚園や小・中学校等に医療的ケア児が就学を希望するケースに対応するための受入れ体制の整備等について検討が必要です。

（３）就労支援

〔本市が力を入れている取組み〕

- 就労支援コーディネーターによる就労先の開拓、就労支援アドバイザーによるジョブコーチや進路指導、就労支援専門家の派遣による専門的な指導など、就労支援体制の充実により、特別支援学校高等部卒業生の一般就業率は向上傾向にあります。
- 特別支援学校生徒雇用促進セミナーの開催や、企業担当者と各学校の進路担当者との

情報交換の場を設けること等により、特別支援学校高等部生徒の雇用拡大を図っています。

〔課題点〕

- 企業へのジョブコーチの派遣等、受入れ側への障害者雇用に対する理解・啓発をさらに進める必要があります。

（４）理解促進

〔本市が力を入れている取組み〕

- 特別支援学校・特別支援学級合同作品展などを通して、市民への理解促進を図っています。
- 市民と企業、学校との連携による「教材・教具・作品づくり」事業を実施し、市民ボランティアの参加等を通して、特別支援学校の教育活動への理解・啓発を図っています。
- 「心のバリアフリー」推進事業を実施し、パラリンピアンとの交流や、世界ゆるスポーツ協会との連携など、障害のある子と障害のない子の交流を通じて障害者理解を進めています。

〔課題点〕

- リーフレットや広報紙等による理解の促進も大切ですが、「参加型」の理解促進の機会も有効であることから、こうした機会を増やしていくことが必要です。

◆今後の方向性

（１）相談支援体制の整備

- 幼児児童生徒の状況に応じた段階的支援（三段階の支援）に基づき、特別支援学校のセンター的機能、特別支援教育相談センターが役割を分担しつつ、相互に情報共有・連携し、関係部局・機関との連携も図りながら、一人一人のニーズに応じた具体的な支援を行います。
- 学校が本人・保護者等に対する十分な情報提供と円滑な引継ぎ等を実施していけるよう、研修体制を強化し、教職員の特別支援教育に関する専門性を高め、相談支援体制の充実を図ります。
- 各校・園における特別支援教育コーディネーターの複数配置を推進するとともに、研修等を通して専門性の向上を図り、校内支援体制の更なる充実を図ります。

（２）特別支援教育を推進する体制の充実

- 個別の教育支援計画の必要性や有効性について、教職員に研修等を通して周知するとともに、保護者に対して理解促進を図り、計画の策定・活用により、切れ目のない一貫した支援を推進します。
- 知的障害のある子どもたちが、公共交通機関等を利用することなく、安全に小・中学校に通学できるよう、知的障害特別支援学級の整備を進めます。
- 通常の学級に在籍する自閉症・情緒障害、発達障害などの障害のある児童生徒が、通級指導教室設置校に通うことなく、在籍校において特別な指導を受けることができる「特別支援教室」を導入します。

- 特別支援学校へ就学する児童生徒の増加等の課題に対応するため、小池特別支援学校の整備をはじめ、全市的な視野に立って、計画的に特別支援学校の整備を進めます。
- 看護師、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家、特別支援教育学習支援員や介助員など特別支援教育を推進する人の配置・活用を進め、障害のある幼児児童生徒の指導・支援の充実を図ります。
- 障害のある子どもの特性や教育的ニーズに応じた多様な支援を実現するため、特別支援学校にＩＣＴ機器等の整備を進めるとともに、指導方法について研究を進めます。
- 市立幼稚園において、特別な配慮を要する幼児に対応するための教育・研究実践に取り組めます。

（３）就労支援

- 進路指導主事のみならず、就労支援コーディネーターや就労支援アドバイザーなどを配置・活用し、生徒一人一人の得意なことを生かしながら自己肯定感を高め、自立した社会生活につながるよう、職場実習先や就労先の開拓を進めるとともに、受入れ側への障害者雇用に対する理解・啓発を図ります。
- 特別支援学校生徒雇用促進セミナーや各学校の製品販売会など、各事業所に生徒の意欲や能力を理解してもらい、雇用の拡大につながる機会の充実を図ります。
- 福祉部局とも連携しながら、障害のある子どもたちが就労した後の福祉との連携も視野に入れたフォローアップの充実を図り、特別支援学校高等部卒業生の自立や社会参加を推進します。

（４）理解促進

- 特別支援学校・特別支援学級合同作品展、特別支援学級各種交流会、製品販売会等のさまざまな行事・活動の積極的な広報等により、多くの市民に参加いただくことを通して、特別支援教育に対する理解の促進を図ります。
- 特別支援学校への市民のボランティア参加や、障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の方々との「交流及び共同学習」の機会の充実を図り、相互理解・障害者理解を一層促進します。

◆指 標 等

◎重点指標

指 標		現状値 平成 30 年度	目標 令和 5 年度	考え方
個別の教育支援計画を作成した 幼稚園、小・中学校等の割合 《文科省「特別支援教育体制整備状況調査」》	実 績	88.7%	100.0%	適切な指導や必要な支援の実現
	国(実績)	90.9% (※)		
高等部卒業生の一般就業率 《教育委員会調査》	実 績	47.9%	50.0%	就労支援

(※) は平成 29 年度数値

○参考指標

指 標		現状値 平成 30 年度	目標 令和 5 年度	考え方
特別支援学校の教諭免許状保有率 《教育委員会調査》		96.0%	100.0%	教職員の専門性の向上
居住地の校区外の知的障害特別支援学級に通学している対象児童生徒の割合 《教育委員会調査》	小学校	14.2%	10.0%	特別支援教育を行う場の整備
	中学校	21.5%	15.0%	
自閉症・情緒障害特別支援学級在籍児童生徒の交流及び共同学習に関する実施状況（運動会・修学旅行等の学校行事等への参加状況） 《教育委員会調査》	小学校	98.5%	前年度以上	交流及び共同学習の推進
	中学校	88.2%	93.0%	

○モニタリング項目

- ・ 教育相談、早期相談、巡回相談、就学相談・通級相談の状況（申込者数・件数）
- ・ 特別支援学校に在籍する児童生徒数
- ・ 特別支援学級の状況（在籍児童生徒数、学級数）
- ・ 特別支援教育に係る人の配置状況（特別支援教育支援員、看護師、就労支援員など）

《施策5》大量退職・採用時代における教員の資質向上

◆現状

- 小・中学校の児童生徒数は減少傾向にありますが、教員数については、小学校が逡増傾向、中学校はほぼ横ばい傾向にあります。
- 本市教員の年齢構成は、56～60歳が957人で、全体の約26%を占めており、今後数年間にわたり、毎年200名を超える教員が退職する見込です。
- 本市教員の年齢構成は、50代以上と30代未満の教員が多く、40代の教員が少ない等ばらつきがあり、特に育成が必要な勤続10年未満の経験年数の少ない教員が急増しています。
- 近年、本市の教員採用試験の志願者数は逡減傾向にありましたが、平成30年度は増加しています。
- 近年の大量採用等に伴い、採用試験の受験倍率は低下傾向にあります。特に、小学校教員及び特別支援学校教員は3.0倍を下回る状況が続いています。
- 平成29年度から、本市での採用を目指す大学生や講師を対象にした「北九州教師養成みらい塾」を実施し、受講登録者数は200名超となっています。
- 効果と効率を踏まえて研修を精選して、体系化・再構築を進め、教育センターでの研修数は減らす一方で、平成28年度から「kitaQ せんせいチャンネル」を創設してWEB研修を開始し、現在はその数を増やし研修全体の約2割をWEB研修で行っています。
- 本市教員における女性の比率は、近年、小学校及び特別支援学校は約7割、中学校は約5割で推移しています。一方で、管理職（校長、副校長、教頭）における女性の比率は近年増加傾向にあるものの、約2割となっています。
- 管理職候補者選考試験について、教頭等候補者選考における有資格者の受験率の男女比は、著しく女性が低い状況です。校長等候補者選考における受験率は、大きな男女差はみられません。

【資料編 26～30ページ参照】

◆分析

（1）人材の確保

〔本市が力を入れている取組み〕

- 前年度一次合格者に対する一次試験免除制度の導入、現職正規教員を対象とした採用試験の見直し等、教員採用試験制度の大幅な見直しを実施しています。
- 教員採用情報専用サイトの開設、大学を訪問しての採用説明会の拡充等、教員採用に関する広報強化を図っています。
- 本市教員の確保に向け、「北九州教師養成みらい塾」を実施し、実際に学校で起きうる事案に適切に対応するためのシミュレーション演習等、大学の講義では学ぶことのない実戦的な講座内容を展開しているほか、大学への出前講演も実施しています。

〔課題点〕

- 近年、全国的に教員が大量採用される中、本市に優秀な人材を確保するための取組みを強化する必要があります。

（２）人材の育成・資質の向上

〔本市が力を入れている取組み〕

- 「北九州市教育委員会人材育成基本方針」（平成２９年４月策定）に沿って、人材育成システムの再構築など、時代に応じた対応を積極的に図っています。
- 教員に求められる資質をキャリアステージごとに明らかにした「北九州市立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標」（平成２９年１０月策定）を基に、研修の体系化を図っています。
- 本市教員用 WEB サイト「kitaQ せんせいチャンネル」を創設し、WEB 研修の導入・充実により、校外研修のための出張時間削減を図り、教員の子どもと向き合う時間の確保につながっています。また、モデル授業動画等のコンテンツの充実を図り、ＯＪＴ（校内研修）の促進につながっています。
- 教育センターにおいて、採用経験５年目までの教諭及び講師を対象とした自主講座「教員寺子屋一休さん」を実施し、若年教員の自己啓発の場を提供しています。
- 「北九州教師養成みらい塾」や出前講座の実施を通して、九州管内及び近隣大学との連携が強まってきています。

〔課題点〕

- 教員の年齢構成にばらつきがあることや、経験年数の少ない教員の急増等により、同僚性の中での知識や技術の伝承機能が低下しています。
- 教員の年齢構成上、中堅職員の層が薄いことから、学校運営を担う管理職やミドルリーダーといったリーダーについて、安定的な確保に困難が生じています。
- 当面は大量採用が継続することが予想される中で、採用前の段階も視野に入れて、教員養成を担う大学と連携しつつ、資質の向上と優れた人材を確保していくことが求められています。

（３）女性活躍推進

〔本市が力を入れている取組み〕

- 女性教員を対象に、働き方やキャリアアップの目指し方等について管理職や先輩教員と意見を交流する活動を通して、担っていく仕事に対する目標やその実現のための計画を考える場の提供となる研修を実施しています。
- 「学校における業務改善プログラム」に基づいた業務改善や「イクボス宣言」によるワーク・ライフ・バランスの推進等さまざまな機会を通じ管理職の意識の向上を図り、働きやすい職場の実現を目指しています。

〔課題点〕

- 教員全体に占める女性の割合に対して、管理職に占める女性の割合が低いことを勘案すると、リーダー育成はさらに女性活躍推進の観点から取り組むことが必要です。

- 一般的に女性は、男性と比べ、ライフイベントの仕事への影響が大きいこと等を理由に、キャリアアップを諦めたりしがちであると言われており、ライフイベントを経てもキャリアアップを継続できるような支援策を強化する必要があります。

◆今後の方向性

（１）人材の確保

- 採用試験内容の不断の改善、県外も視野に入れた教員養成課程のある大学への積極的な働きかけ等、本市教員採用試験の志願者を一人でも多く獲得するための取組みを進めます。

（２）人材の育成・資質の向上

- 大量採用に伴い増加した経験年数の少ない教員については、バランスのよい資質の向上や教科等指導力の重点的な育成を行うため、授業改善支援訪問や学力・体力向上推進教員の活用、OJT を推進する等により、知識や技術の伝承機能の向上を図ります。
- 管理職のマネジメント能力や OJT の中心的な役割を担うミドルリーダーを育成するために、教育委員会で行う職務別研修や講習会、評価者研修等の OFF-JT、学校マネジメント支援訪問等の施策を体系的に行うとともに、異動や配置等の施策を関連させます。さらに、全ての学校で多様な研修や分掌を意識的に経験させること等を通して、意図的・計画的・継続的な人材育成を図り、リーダーの確保に努めます。
- 採用前の段階である教員の養成については、「教員の資質の向上に関する指標」で明確化された、5 つのキャリアステージのうちの教職準備期における指標に基づき、教員養成を担う大学との連携をさらに深めながら、資質の向上を図る取組みを推進します。

（３）女性活躍推進

- 全ての教職員が十分な能力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスや性別や年齢、経験年数にとらわれない人材の活用等についてさまざまな機会を通して、管理職を中心に意識改革を行っていきます。
- それぞれの職務経験や育成方針を踏まえた計画的な業務経験の付与や指導的な役割を担う主任・主事等への積極的な配置を行う等、女性のチャレンジを応援する組織風土を醸成していきます。
- キャリアアップや女性のワーク＆ライフを充実させるための研修の実施、「子育ていきいき・わくわくハンドブック」による両立支援制度の周知、女性教職員が妊娠・出産・育児からのスムーズな職場復帰に至るサポート、さらには業務改善等を推進すること等により、ライフイベントに影響されることのない、働きやすい職場環境の実現を図ります。

◆指 標 等

◎重点指標

指 標		現状値 平成30年度	目標 令和5年度	考え方
教員採用試験の受験倍率 《教育委員会調査》	実 績	2.2倍	3.0倍以上	大量退職・採用への 対応
新採教諭研修において、教員にな って「よかった」「どちらかといえ ばよかった」教員の割合 《教育委員会調査》	実 績	—	100.0%	人材の育成・資質の 向上
女性の管理職登用率 《教育委員会調査》	実 績	19.4%	25.0%	女性活躍推進
	国（実 績）	17.5%		

○参考指標

指 標		現状値 平成30年度	目標 令和5年度	考え方
教務主任の女性の割合 《教育委員会調査》	実 績	19.1%	25.0%	女性活躍推進

○モニタリング項目

- ・教員の年齢構成、勤続年数構成
- ・教員の退職者数
- ・女性の管理職試験受験者数
- ・女性の主幹教諭、指導教諭等候補者選考試験受験者数

《施策6》学校における業務改善の推進

◆現状

- 平成29年度の勤務時間外における月平均在校時間は、小学校教諭等では約32時間、中学校教諭等では約48時間となっています。月平均在校時間が80時間を超える教職員数は104人で、その大半は中学校（93人）です。また、経験年数の少ない若手教員の在校時間が長い傾向がみられます。
- 職位別の勤務時間外における月平均在校時間は、全校種において、教頭の月平均在校時間がもっとも長くなっています。
- 文部科学省の教員勤務実態調査とできる限り同じ条件で1週間あたりの学内総勤務時間を比較すると、小学校教諭と中学校教諭のいずれも、本市の方が10時間程度短くなっています。
- 「学校における業務改善プログラム」を策定するにあたり、平成28年度に実施した教員アンケートでは、多忙感を感じる理由として、事務処理（55.1%）、生徒指導等（44.1%）、部活動指導（43.5%）、教科指導に関する業務（43.4%）などが挙がっています。
- また、同アンケートでは、「現在の仕事が“かなり多忙”だと感じる」と回答した者の割合は、全体の約5割（校園長：2割超、副校長・教頭：3割、教諭等：約5割）で、「自身のワーク・ライフ・バランスが実現できていると“感じない”“まったく感じない”」と回答した者の割合は、全体の約6割（校園長：約4割、副校長・教頭：5割、教諭等：約7割）でした。
- 専科指導を実施している小学校数は大きく増加しており、平成30年度は128校の小学校で専科指導を実施しています。
- 文部科学省の教員勤務実態調査によれば、中学校において、平成18年度と平成28年度を比較して、土日の部活動による勤務時間が約1時間、割合では2倍に増加しています。
- 平成28年度の在校時間が長かった中学校教員を対象とした調査では、約8割が部活動を理由としているが、そのうち約7割は負担を感じていませんでした。また、「負担を感じている」と回答した教員でも、約9割が部活動にやりがいを感じていると回答しています。
- 平成30年度の部活動開設数は691部で、生徒数減少に伴い、僅かに減少傾向にあります。また、部活動参加率は75%程度で、ここ数年は同程度で推移しています。
- 「部活動満足度調査」では、約9割の生徒が部活動に満足（「満足している」又は「おおむね満足している」）と回答しています。
- 顧問教員をサポートする地域の人材を部活動外部講師として配置しているほか、平成29年度から新たに、顧問教員に代わり単独で、土日や祝日の部活動指導や引率業務を担うことができる「部活動指導員」を配置しています。

【資料編 31～39ページ参照】

◆分析

（１）業務改善の推進

〔本市が力を入れている取組み〕

- 平成２４年度から、統合型校務支援システムを導入し、教職員の負担軽減を図っています。
- 平成２９年３月に「学校における業務改善プログラム」を策定し、モデル校での取組みを経て、平成３０年度から全校で全面実施しています。モデル校５校（小２校、中２校、特支１校）では、対前年比で在校時間が縮減したほか、平成３０年９月に実施した教員アンケートでは、業務改善や多忙感に関するすべての質問項目の割合が改善するなど、一定の成果がみられました。
- これまでの業務改善の取組みによる成果や課題、平成３１年１月に文科省から示された「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえて、平成３１年３月に「学校における業務改善プログラム（第２版）」を策定しました。このプログラムに基づき、取組みを進める予定です。
- 小学校教員における多忙感の大きな要因である事務処理の補助を担う人材として、スクール・サポート・スタッフを平成３０年度から配置しています。
- 小学校において、専科指導を積極的に推進しており、授業の質の向上を図るとともに、持ち時数の平準化を通じて学級担任の負担軽減を図っています。

〔課題点〕

- 勤務時間外における月平均在校時間が８０時間を超える教員がいることや、平成３０年９月に実施した教員アンケート結果では、業務改善が進んでいると感じている教員の割合は、まだ３割程度であるため、各学校における現状や課題、文科省の勤務時間のガイドライン等を踏まえながら、業務改善をさらに推進する必要があります。
- 経験が少ないことから、在校時間が長い傾向のある若手教員が大量採用により増えることが予想されており、若手を育てるＯＪＴの推進役であるミドルリーダーを育成することが必要です。
- 教員の使命感から、在校時間が長くなり、健康を害する教員もいるため、働き方に対する意識改革が必要です。

（２）適正な部活動の推進

〔本市が力を入れている取組み〕

- 「部活動ハンドブック（平成２２年３月）」や「適正な部活動運営のための手引き（平成２８年３月）」を策定し、これに沿った取組みがすべての部活動でなされるよう徹底を図ってきました。
- 一方、スポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成３０年３月）」が示されたことを踏まえ、本市では「北九州市部活動の在り方に関する有識者会議」を開催し、改めて今後の部活動の在り方について検討を行い、平成３０年１１月に部活動休養日を、原則として週当たり２日以上（平日に１日、土日に１日）とすること等の見直しを行ったほか、今後、部活動に関する本市独自のガイドラインを策定する予定です。

- 小規模校等で単一の中学校では部活動を維持することが困難な場合に、近隣の学校と合同で練習したり、大会へ出場したりする「合同部活動」を制度化し、積極的に活用されています。
- 200 人以上の部活動外部講師を配置しており、部活動を地域の人材がサポートする仕組みが定着しています。また、部活動外部講師を対象とした講習会、講話と実技教室などを実施し、指導者としての資質向上に努めています。
- 部活動指導員の配置や、モデル的にNPO法人へ部活動指導業務の一部を委託するなど、地域の人材の一層の活用に取り組み、顧問教員の土日の在校時間削減や教材研究の時間確保等の効果もあらわれています。

〔課題点〕

- 一部で、平日の練習時間が本市の基準（平日2～3時間）を超え、3時間以上となっている部がみられ、生徒の健康維持・スポーツ障害の予防等の観点から、効率的・効果的な部活動をさらに推進する必要があります。
- 休日は、大会・試合等のために休みをとれなかったり、活動時間が長時間に及んだりする場合もあり、参加する大会を精選し、生徒や顧問教員の負担が過度とならないよう配慮する必要があります。
- 部活動の開設数について、生徒数や教員の配置状況等に応じて適正なものとなるよう留意するとともに、単一校で部活動を維持することが難しい小規模校等では、合同部活動の一層の活用等により、生徒の関心・興味に応じた活動ができる環境を整える必要があります。
- 部活動指導は、中学校教員の多忙感や長時間勤務等の大きな要因となっていますが、部活動指導にやりがいを感じ、負担に感じていない教員も多いことから、教員のモチベーションに十分配慮しながら、業務改善を図っていく必要があります。

◆今後の方向性

（１）業務改善の推進

- 学校と教育委員会が連携し、「学校における業務改善プログラム（第2版）」を着実に推進します。また、保護者や地域にもプログラムを周知し、理解を得ながら、取り組みを進めます。勤務時間外における在校時間の分析や教育職員の意識調査を継続実施し、業務改善の効果測定を行うとともに、プログラムについては、成果と課題を踏まえ、適宜見直しを行いながら、子どもと向き合う時間の確保や教職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた不断の取り組みを進めます。
- 「教員の資質の向上に関する指標」に基づき、各キャリアステージに応じた体系的なマネジメントに係る研修の充実や教科等の指導力を重点的に育成するための事業実施に関わる多様な研修や分掌を経験させること、校務分掌等による人材育成により、若手を育てるOJTの推進役であるミドルリーダーの育成を図ります。
- 業務改善を推進するためには、教職員の意識改革が重要であることから、学校のマネジメントを担う校長に対する研修の充実を図り、教職員の働き方に対する意識改革を促していきます。また、教職員に対して、勤務時間を意識した働き方を促すため、各学校の勤務時間外における月平均在校時間を積極的に周知していきます。

- 専科指導は、教育の質の向上や教員の負担軽減を図ることができることから、引き続き積極的に推進します。また、スクール・サポート・スタッフについては、効果を検証しながら、教員の負担軽減を図ります。

(2) 適正な部活動の推進

- 生徒の健康維持やスポーツ傷害の予防、家族や友人と過ごす時間の確保、教員の負担軽減等の観点を踏まえ、令和元年度以降は、原則として週当たり2日以上の子活動休養日を設定するよう徹底を図ります。
- 子活動顧問教員の在校時間の削減を図るため、競技団体等とも連携しながら、子活動指導員の配置を推進します。また、NPOに対する子活動指導業務の委託等により、外部の人材の活用と指導の充実を図ります。
- スポーツ庁のガイドラインを踏まえ、本市独自のガイドラインを策定（令和元年度中に策定予定）し、生徒のニーズを踏まえた環境を整備しつつ、各学校において効率的・効果的な子活動運営がなされるよう継続して取り組みます。

◆指 標 等

◎重点指標

指 標		現状値 平成30年度	目標 令和5年度	考え方
小学校、中学校、特別支援学校の勤務時間外における月平均在校時間が80時間超の教員数 《教育委員会調査》	実 績	105人（※）	0人	業務改善の推進
小学校の担任教員の持ち授業時数 《教育委員会調査》	実 績	6年：30時間／週 5年：30時間／週 4年：30時間／週 3年：29時間／週 2年：27時間／週 1年：26時間／週	各学年 27時間／週 以下	子どもと向き合う時間の確保

（※）は、平成29年度数値

○参考指標

指 標		現状値 平成30年度	目標 令和5年度	考え方
部活動休養日を平均して週2日以上取得している部活動の割合 《教育委員会調査》	実 績	—	100%	適正な部活動運営
日々の仕事にやりがいを感じている教員の割合 《教育委員会調査》	実 績	93.2%	100.0%	業務改善の推進
ワーク・ライフ・バランスが実現できていると感じている教員の割合 《教育委員会調査》	実 績	42.1%	80.0%	業務改善の推進
子どもと向き合う時間を確保できていると感じている教員の割合 《教育委員会調査》	実 績	48.7%	80.0%	業務改善の推進

○モニタリング項目

- ・勤務時間外における月平均在校時間
- ・専科指導実施状況
- ・スクール・サポート・スタッフの配置人数
- ・部活動参加状況、部活動開設数
- ・部活動指導員の配置人数

《施策7》長期欠席、いじめ等へのきめ細かな対応

◆現状

- 「不登校」のほか、「病気」「その他」の理由も含めた長期欠席児童生徒数は増加傾向にあり、本市の長期欠席児童生徒の割合は、全国と比べて高い水準で推移しています。
- 長期欠席の児童生徒のうち、欠席日数が比較的少ない30～59日の割合が、小学校で約6割、中学校で約3割を占めています。
- いじめ認知件数は、平成28年3月の文部科学省通知を踏まえて、1回きりで解決したとき等、従来は「いじめの芽（兆候）」と捉えていたことも幅広く認知したため、認知件数は大幅に増加しています。
- 平成29年11月に「北九州市いじめ防止基本方針」を改定し、いじめが解消している状態として、いじめの行為が止んで少なくとも3か月状況を注視しています。
- 暴力行為の発生件数は近年減少傾向にあり、全国に比べても発生割合は低くなっています。
- 心の問題に心理学的手法で対応するため、臨床心理士等のスクールカウンセラーを全中学校及び特別支援学校に配置し、全小学校に派遣しており、年間の相談延件数は3万件程度となっています。
- 児童生徒が抱える課題に対して福祉的手法で対応するため、スクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、全校・園に派遣しており、平成28年度からは学校に常駐する「配置型」を一部の学校で導入しています。支援対象児童生徒数は増加傾向にあり、500人を超えています。

【資料編 40～45ページ参照】

◆分析

（1）長期欠席（不登校）への対応

〔本市が力を入れている取組み〕

- 児童生徒の自己効力感を把握するための「小中連携SUTEKIアンケート」を実施し、長期欠席の未然防止を図っている。また、アンケートの活用方法や長期欠席の初期対応をまとめたマニュアルにより、教員のスキルアップを図っています。
- 子ども家庭局において、不登校の生徒を支援する事業「不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業」を実施するなど、関係部局と連携した取組みを進めています。

〔課題点〕

- 欠席日数が30～59日の比較的少ない児童生徒が多く、家庭と情報を共有しながら、子どもの欠席理由を適切に把握し、欠席が長期化しないよう早期解決を図っていく必要があります。
- 長期欠席（不登校）は学校の問題だけでなく、家庭や本人の問題も含め様々な要因があることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の視点を踏まえた要因分析を行う等、学校における組織的な取組みを推進していく必要があります。

- 別室登校をしている児童生徒に対して個別に十分な指導を行うことが困難であり、こうした児童生徒の学習を支援する体制を整える必要があります。

（２）いじめ等問題行動への対応

〔本市が力を入れている取組み〕

- 平成２９年度から、中学校区ごとに児童生徒がいじめ防止の取組みを話し合う「中学校区ミーティング」を開催しており、児童生徒が主体となって、いじめ防止強化月間（９月）における取組みの充実を図っています。
- 小中９年間を見通した「北九州子どもつながりプログラム」等を実施し、集団の中での児童生徒相互の好ましい人間関係づくりを進めています。
- １学期に最低１回、いじめや悩み・心配事等についてのアンケートを実施しており、特に９月はいじめに特化して全校一斉のいじめに関するアンケート調査と面談を実施し、いじめの適切な認知と解消に向けた取組みを進めています。

〔課題点〕

- 児童生徒のスマートフォンの所持率が年々高くなっており、SNS上のいじめが懸念されています。
- いじめ防止にあたっては、人権を守ることの重要性や、いじめの法律上の扱いについて学ぶことも重要であり、文部科学省では、いじめ予防教育において弁護士を活用する事業を実施しています。本市においても、こうした動向等も踏まえ、弁護士との一層の連携について検討する必要があります。

（３）専門人材の配置・活用

〔本市が力を入れている取組み〕

- 教育委員会に配置しているスクールソーシャルワーカーと区担当指導主事が連携して活動しており、学校と連携した対応がとりやすい体制となっています。
- 平成３０年度から、スクールカウンセラーによる小学校５年生全員面談を実施し、児童生徒が相談しやすい環境を整えています。

〔課題点〕

- 長期欠席等に対して、未然防止を図っていくためには、スクールソーシャルワーカーの学校への配置（配置型）をさらに推進していく必要があります。
- 全国的にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置が進む中で、人材確保が課題であり、研修等の充実による人材育成や勤務条件の改善などが必要です。

◆今後の方向性

（１）長期欠席（不登校）への対応

- 長期欠席の兆候がある児童生徒の把握と早期対応を徹底するなど、未然防止の取組みを推進し、長期欠席児童生徒の減少を図ります。
- 不登校を含む長期欠席児童生徒に対して、学校長のリーダーシップの下、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家や少年支援室等の関係機関とも連携し、組織的な対応を図っていきます。また、実践活動事例集等を参考にすることで各事例に対しその原因を的確に把握し、きめ細かな対応を行います。

- ICTや学生ボランティアの活用など、別室登校の児童生徒の学習支援体制の充実を図ります。また、長期欠席の児童生徒について少年支援室と連携し、学習支援を行うとともに、フリースクールとの連携の在り方について検討していきます。
- 不登校により中学卒業後の進路が未定となっている生徒に対しては、進路相談等において、生徒及び保護者へ支援機関等の情報を提供するとともに、関係機関への接続に努め、卒業後も継続して適切な支援がなされるよう取組みを進めます。

(2) いじめ等問題行動への対応

- 「北九州市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。
- 全市一斉いじめに関するアンケート調査や教育相談の実施等、児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整え、児童生徒が発するサインを見逃さず、積極的にいじめを認知します。認知した事案については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や関係機関・団体とも連携したきめ細かな対応により、早期解決を図ります。
- 学校の教育活動全体を通して、全ての児童生徒に対して「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、「中学校区ミーティング」の実施や「北九州子どもつながりプログラム」の活用など、いじめ防止等の取組みを一層推進します。
- 児童生徒のスマートフォン等の適切な利用について、PTAをはじめ家庭や地域等と連携しながら、効果的な啓発活動に取り組みます。
- SNS等を活用した相談を含めた児童生徒がいじめの相談をしやすい体制について調査研究を行います。
- 学校警察連絡協議会等の関係機関・団体との一層の連携を図りながら、学校における非行防止活動を展開します。

(3) 専門人材の配置・活用

- スクールカウンセラーによる、自殺予防学習や小学校5年生の全員面接の実施など、悩みを相談しやすい環境整備を進め、児童生徒が抱える問題の早期発見・早期対応を推進します。また、スクールカウンセラーと連携した校内研修により、教員のカウンセリング能力向上を図り、学校の相談支援体制の充実を図ります。
- 各区ごとに担当指導主事とスクールソーシャルワーカーが情報を共有しながら、効果的に学校への支援を図ります。また、学校配置型も含めた体制の充実を検討し、教職員やスクールカウンセラー、スクールロイヤー、関係機関等が密接に連携しながら、支援を必要とする児童生徒への働きかけにより、問題の早期発見・早期対応を推進します。
- スクールソーシャルワーカー活動事例集や動画（視覚的に捉えやすいもの）を活用し、スクールソーシャルワーカーリーダーを中心に研修や勉強会を行う等、人材育成を行い、スキルアップができる環境を構築します。
- スクールロイヤーを活用することで、学校が抱える諸課題に対し中立的な視点から法的助言を行うことで、問題の早期解決を図り、学校が子どもに適切な教育を施すことができる環境を整備します。

◆指標等

◎重点指標

指 標			現状値 平成29年度	目標 令和5年度	考え方
長期欠席児童生徒数 (1,000人当たり) 《文科省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」》	小学校	実 績	15.7人	全国平均以下	長期欠席（不登校）への対応
		国(実績)	11.2人		
	中学校	実 績	54.9人		
		国(実績)	43.0人		
いじめの解消率（年度間） 《文科省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」》	小学校	実 績	98.0%	100.0%	いじめへの対応
		認 知	2,706件		
		解 消	2,651件		
		国(実績)	86.5%		
	中学校	実 績	96.3%		
		認 知	519件		
		解 消	500件		
		国(実績)	83.8%		

○参考指標

指 標			現 状 値 平成29年度	目 標 令和5年度	考 え 方
暴力行為発生件数 《文科省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査》		実 績	148 件 (H27～29 年度 の平均)	118 件以下	問題行動の減少
不登校児童生徒の好転率 《文科省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査》	小学校	実 績	63.9%	68.9%	長期欠席（不登校）への対応
		国(実績)	46.8%		
	中学校	実 績	48.8%	55.8%	
		国(実績)	46.5%		
不登校児童生徒における学校外の機関（フリースクール、支援室等）で学習等を行い出席扱いとなった生徒の割合 《文科省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査》	小学校	実 績	12.7%	前年度より増加	長期欠席（不登校）への対応
		国(実績)	11.2%		
	中学校	実 績	23.5%		
		国(実績)	15.1%		

○モニタリング項目

- ・年間欠席が長期欠席に至る前（15～29日）の児童生徒数
- ・スクールソーシャルワーカーの配置状況、活動状況（支援対象児童生徒数）
- ・スクールカウンセラーの配置状況、活動状況（相談件数、支援対象児童生徒数）

《施策8》児童生徒等の安全の確保

◆現状

- 各学校・園で年間の安全教育や学校安全に係わる活動等を定めた「学校安全計画」や「学校危機管理マニュアル」を策定、毎年更新し、これに基づき、防災教育や避難訓練に取り組んでいます。
- 全小中学校で、学校の実情を踏まえた避難訓練を学期に1回以上（年3回以上）実施しています。
- 「北九州市通学路交通安全プログラム」に基づき、毎年、全小中学校で、学校、道路管理者、警察、保護者などの関係者が連携しながら、通学路の点検等を実施しています。
- 日本スポーツ振興センターの給付を受けた事故等の件数は、減少傾向にあります。
- 食物アレルギー対応給食の対象者数は、小中特別支援学校を合わせて2千人超となっており、緩やかな増加傾向にあります。また、学校給食における食物アレルギーの事故件数（初発事故を除く）は、減少傾向にあります。
- インフルエンザによる出席停止者数は、シーズン毎の流行状況により、人数が大きく変動しています。

【資料編 46～47ページ参照】

◆分析

（1）防災・安全教育の推進

〔本市が力を入れている取り組み〕

- 防災教育教材「北九州市防災教育プログラム」を活用しながら、子どもの発達段階に応じた指導を実施しています。
- 避難訓練については、地震・津波、火災、竜巻等、各学校で地域の実情を踏まえた内容を実施しています。また、地域や関係機関と連携した防災教育・避難訓練も実施されています。
- 全幼稚園・小・中・特別支援学校の新入学時に児童生徒と保護者等が避難場所を共有できる「災害時連絡カード」を配布し、家庭における防災意識の向上を図っています。
- 「通学路安全マップ」（建設局）や「地域安全マップ」（市民文化スポーツ局）の作成等、関係部局と連携しながら、通学路の安全確保に向けて、きめ細かな対応を行っています。
- 各学校で、登下校中の安全確保のため、保護者や地域の生活安全パトロール隊、スクールヘルパー等になど、保護者や地域と連携した見守り活動が行われています。
- 学校施設の安全確保のため、建築基準法に基づく法定点検のほか、学校職員による点検チェックシートを活用した年1回の点検や日常的な点検等を実施し、劣化箇所の緊急補修等を行っています。また、新任教頭職を対象とした点検に係るWEB研修を実施しているほか、他の学校職員も当該コンテンツを閲覧できるようにしています。

〔課題点〕

- 「北九州市防災教育プログラム」は策定から数年を経過しており、平成30年の豪雨災害などの状況を踏まえ、新たな内容の追加や指導内容の充実等を図る必要があります。
- 「災害時連絡カード」は、新入学時の配布だけでなく、継続して家庭での活用が図れるような取組みを検討する必要があります。

（２）重篤な事故の防止

〔本市が力を入れている取組み〕

- 「学校事故等有識者会議」を常設の会議体として設置し、重篤な学校事故等が発生した場合に即座に対応できる体制を整えています。
- 事故等が発生した場合、各区担当の指導主事を通して、学校と教育委員会が連携しながら対応できる体制が整っています。

〔課題点〕

- 事故等の発生を防止するためには、学校管理下での事故に対する教職員の危機意識を高める必要があります。

（３）食物アレルギー事故及び感染症等の防止

〔本市が力を入れている取組み〕

- 市医師会と連携・協力しながら、平成27年度からの3年間で、全教員に対し「アレルギー疾患対策に係る研修会」を実施するとともに、毎学期、学校で実際に発生した食物アレルギー事故の事例や注意点を学校に通知するなどして、教員の意識向上と体制整備を図っています。
- 関係部局と連携・協力し、各校・園の管理職及び養護教諭を対象とした感染症研修会を開催し、感染症予防等に関する理解促進を図っています。
- 保健だより等を通じ、家庭への感染症予防啓発や流行時の注意喚起等のほか、養護教諭による児童生徒への感染症予防指導等を実施しています。

〔課題点〕

- 食物アレルギー事故の防止については、保護者、教職員、関係者で情報共有を図るとともに、連携・確認を徹底していく必要があります。
- インフルエンザ等の感染症の感染予防と感染拡大防止に向けて、教職員の知識や理解を高めるとともに、保護者を通じた家庭へのさらなる啓発が必要です。

◆今後の方向性

（１）防災・安全教育の推進

- 各学校において「学校安全計画」や「学校危機管理マニュアル」に基づいた、防災教育・避難訓練を積み重ねるとともに、「北九州市防災教育プログラム」に必要な改訂を行いながら、有効な活用を推進することを通して、子どもたちが自分を信じて率先して避難し、自らの命を自ら守ることができるよう、必要な知識と主体的な行動力を育みます。

- 児童生徒と保護者が避難場所を共有できる「災害時連絡カード」の活用や、地域と連携した避難訓練の実施を推進し、保護者や地域との関わりを大切にしながら、市民とともに防災意識を高めます。
- 北九州市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の安全点検を計画的に実施するとともに、関係機関や保護者・地域と連携して、登下校中の安全確保を図ります。また、台風や局地的な大雨などにより災害の発生が危惧される場合に、関係機関との連携を密にしながら、適切に休校判断を行い、児童生徒の安全を確保できる体制を整えます。
- 各学校において、点検チェックシートを活用した施設点検を着実に実施し、結果を教育委員会や関係部局と情報共有しながら、緊急補修や予防保全的な改修等を適切に実施し、安全な教育環境を保っていきます。
- 学校への不審者の侵入に対して未然防止と教職員等による迅速な対応が図られる体制を整えるとともに、子どもの発達段階に応じた防犯教育により、子ども自身の危険予測・危険回避能力の育成に取り組みます。

（２）重篤な事故の防止

- 学校管理下で事故が発生した場合に、原因や対応状況を検証し、学校安全に関するPDCAサイクルを確立するとともに、研修等を通して、教職員の学校事故に対する危機意識を高め、重篤な事故の発生を未然に防止します。

（３）食物アレルギー事故及び感染症等の防止

- アレルギー疾患対策に係る研修を通して、食物アレルギーに関する教職員の知識や理解の向上を図るとともに、食物アレルギーの事故事例や注意点を各学校に通知する取り組み等を推進し、食物アレルギー事故防止に取り組みます。
- 管理職及び養護教諭を対象とした感染症研修会を通して、感染症予防等に関する理解の促進を図るとともに、養護教諭を中心に校長をはじめ学校全体の協力体制の下、感染予防チェックシート等も活用しながら、感染予防、感染拡大防止を図ります。また、家庭との連携を図るため、保健だより等を活用した啓発をさらに推進します。

◆指 標 等

◎重点指標

指 標		現状値 平成29年度	目標 令和5年度	考え方
学校管理下における死亡事故発生件数 《日本スポーツ振興センター災害共済給付件数》	実 績	0件	0件	重大事故の防止
	国(実績)	57件		
学校給食におけるアレルギー事故（初発事故を除く）件数 〔そのうち死亡事故件数〕 《教育委員会調査》		13件 〔0件〕	0件 〔0件〕	児童生徒等の安全確保

○参考指標

指 標		現状値 平成30年度	目標 令和5年度	考え方
教職員向け感染症及びアレルギー関係研修の開催回数 《教育委員会調査》	感染症	1回	1回	アレルギー事故・感染症の防止
	アレルギー	1回	1回 ※新採教員、未受講者対象	
避難訓練の実施率（各学校の実情に応じた避難訓練を学期に1回以上実施した学校の割合） 《教育委員会調査》	小学校	100.0%	100.0%	防災・安全教育の推進
	中学校	100.0%	100.0%	

○モニタリング項目

- ・学校管理下における事故発生件数
- ・アレルギー対応給食対象者数
- ・インフルエンザによる出席停止者数

《施策9》家庭・地域・学校の連携

◆現状

- 基本的な生活習慣について、朝食を毎日食べている児童生徒の割合は、横ばいで推移しており、全国平均をやや下回っています。また、毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合、及び、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合は、横ばいで推移しており、全国平均と同程度となっています。
- 家庭学習習慣について、授業以外に1時間以上勉強している児童生徒の割合は、小6・中3ともに、全国平均を下回っています。また、普段、全く学習しない中3生徒の割合が全国の約2倍となっています。
- 携帯電話（キッズ携帯含む）やスマートフォンを所持している児童生徒の割合は、小5で約6割、中2で約8割となっており、所持率は年々上昇しています。特に、小中学生のスマートフォンの所持率は、平成27年度と比較して、平成30年度は1.5倍となっています。また、スマートフォン等の使用に関して、家庭で何らかのルールがある生徒は中1で約6割となっており、学年が上がるにつれて低下しているほか、子どものスマートフォン等にフィルタリングを利用している保護者は、小5で約4割、中2で約5割となっています。
- 平日に携帯電話やスマートフォンを1時間以上使用する児童生徒の割合は、小6は約25%、中3は約50%となっています。また、全国調査の結果では、携帯電話やスマートフォンの使用時間と全国学力テストの正答率に相関関係が見られ、使用時間が長いほど正答率が低い傾向があります。
- 新聞やテレビなどの報道機関に対する、記者発表や資料配布等による情報提供（パブリシティ活動）は、延べ218件で、その結果、学校や教育に関する話題が、新聞、テレビ等で扱われた件数は82件となっています。
- 地域や社会への関心について、地域の行事に参加している児童生徒の割合、及び、地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある児童生徒の割合は、小6・中3ともに、全国平均と同程度となっています。
- 保護者や市民が自由に学校・園を見学できる学校開放週間を全学校・園で実施し、約8万人の参加者がありました。
- 学校教育の場においてボランティアとして教育活動支援を行う「スクールヘルパー」については、登録者数は1万5千人超、延べ活動回数は11万人超となっています。最近数年間の推移をみると、延べ活動回数は減少傾向にあります。また、平成21年度から、各中学校区単位で「学校支援地域本部」の設置を段階的に進め、平成30年度には全62中学校区へ設置しています。
- 北九州の企業人による小学校応援団による出前授業や教員・保護者研修等を全小学校対象に実施し、事業実施延べ回数は200回を超えています。

【資料編 7、15、20、48～54ページ参照】

◆分析

（１）家庭との連携

〔本市が力を入れている取組み〕

- 小学校になるまでに身に付けてもらいたい基本的生活習慣について掲載した、家庭教育リーフレット「きほんのき」を幼稚園・保育所等を通して保護者に配布するなど、早い段階から保護者への啓発を行っています。
- 家庭学習チャレンジハンドブックの活用や宿題ルールを基盤とした家庭学習の充実等、家庭学習習慣の定着に向けた、家庭と連携した取組みを推進しています。
- 関係部局等と連携しながら、全市立幼稚園、小中、特別支援学校において、家庭教育学級を実施するとともに、保護者を対象とした家庭教育講演会を実施するなど、家庭教育に関する啓発や学習機会の提供を推進しています。
- ＰＴＡなどと連携した「子どもを育てる 10 か条」、「ケータイ・スマホ夜 10 時電源 OFF 運動」の普及・啓発など、子どもの基本的生活習慣等の改善につながる取組みを推進しています。
- 携帯・スマートフォンが急速に普及していることを踏まえ、ＰＴＡと連携して児童生徒・保護者へのアンケート調査を実施し、具体的な利用実態の把握に努めています。

〔課題点〕

- 小学校入学前の早い段階から、保護者等を通した基本的生活習慣定着に向けた啓発等を行っていますが、児童生徒の朝食摂食率等の生活習慣の状況は全国と比べてやや低い状況にあります。
- 核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりなど、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化し、家庭教育の支援方法に変革が求められています。
- 携帯電話やスマートフォンの適切な使用については、学校による啓発はもとより、家庭における指導やルールづくりが重要であり、ＰＴＡをはじめ家庭と連携した取組みを推進する必要があります。

（２）地域との連携

〔本市が力を入れている取組み〕

- 学校支援地域本部・スクールヘルパー事業を全小中学校で実施するなど、地域全体で学校教育を支援する仕組みが充実しています。
- 本市独自の取組みである、経済界との連携による学校支援事業では、出前授業等を通して、地元企業を知るとともに、キャリア教育にもつながる成果も見られます。
- 全市立学校・園で学校開放週間を実施するなど、「開かれた学校」づくりを積極的に推進しています。
- 様々な市民ボランティアと連携し、「子どもひまわり学習塾」や「特別支援学校での教材・教具づくり」など、地域人材との連携を一層進めています。
- 地域に対して、広く教育情報を発信するため、教育委員会の施策や学校の取組み等を紹介する、広報紙「北九州市の教育 未来をひろく」を年３回、９万部発行し、市立学校・幼稚園の子どもをもつすべての家庭や、市民センター等に配布しています。

- 市の公式ホームページや、教育委員会公式フェイスブックによる、タイムリーな情報提供や、報道機関に対する積極的なパブリシティ活動（情報提供）を行っています。

〔課題点〕

- スクールヘルパーのみならず、様々な市民ボランティア等との連携が必要です。
- 学校支援地域本部事業・スクールヘルパー事業、経済界との連携による学校支援事業など、地域に学校を支援していただく仕組みや体制構築が図られており、今後はさらに、地域との連携・協働を進める取組を検討する必要があります。

◆今後の方向性

（１）家庭との連携

- ＰＴＡなどと連携した「北九州市子どもを育てる１０か条」の普及・啓発や、「早寝・早起き・朝ごはん運動」など、子どもの基本的生活習慣等の改善につながる取組を進めます。
- 家庭学習チャレンジハンドブックの活用や宿題ルールを基盤とした家庭学習の充実等、学校、教育委員会、家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、連携した取組を推進し、児童生徒の家庭学習習慣の定着を図ります。
- 各関係部局で実施する家庭教育関連事業と連携・役割分担を考慮した上で、家庭教育学級や家庭教育講演会など、家庭教育に関する啓発や学習機会を提供します。また、働く保護者を含めたより多くの保護者に対し、学習機会と役立つ情報を効果的に提供します。
- 携帯・スマートフォンの課題については、児童生徒の利用実態等を適切に把握するとともに、情報モラルに対する教育を通じて、児童生徒の成長段階に応じた指導を充実させ、情報リテラシーの向上を図ります。また、ＰＴＡや関係部局等と一層の連携を図りながら、家庭でのルールづくりやフィルタリングの設定など、適正な利用がなされるよう保護者に対して効果的な啓発に取り組みます。

（２）地域との連携

- 学校支援地域本部・スクールヘルパー事業をはじめ、様々な市民ボランティア等と連携し、各学校の実情に応じて、地域全体で学校教育を支援する取組を進めます。また、北九州市型コミュニティ・スクールのモデル実施など、地域との連携・協働を推進する取組の検討を進めます。
- 本市独自の「北九州市の企業人による小学校応援団」について、内容の充実・改善を図りつつ、取組を進めます。
- 教育施策や学校の取組に対する家庭や地域の理解を深め、教育における学校・家庭・地域の連携をさらに推進するため、引き続き積極的な情報提供に努めます。

◆指 標 等

◎重点指標

指 標			現状値 平成30年度	目標 令和5年度	考え方
地域の行事に参加するという児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小6	実 績	64.4%	全国平均以上	地域や社会への関心
		国(実績)	62.7%		
	中3	実 績	44.1%		
		国(実績)	45.6%		
授業以外(月～金曜日)の学習時間が1時間以上の児童生徒の割合 《全国学力・学習状況調査》	小6	実 績	58.1%	全国平均以上	学習習慣の定着
		国(実績)	66.2%		
	中3	実 績	59.3%		
		国(実績)	70.6%		
スマートフォンの利用について家庭内でのルールがある児童生徒の割合 《教育委員会、日本PTA全国協議会調査》	小5	実 績	55.4%	全国平均以上	家庭と連携した取組状況
		国(実績)	56.8%		
	中2	実 績	53.6%		
		国(実績)	58.4%		

○参考指標

指 標			現状値 平成30年度	目標 令和5年度	考え方
朝食を毎日「食べている」 「どちらかと言えば食べて いる」と回答した児童生徒 の割合 《全国学力・学習状況調査》	小6	実 績	91.8%	全国平均以上	基本的な生活習慣 の確立
		国(実績)	94.5%		
	中3	実 績	89.0%		
		国(実績)	91.9%		
パブリシティ件数 《教育委員会調査》			218 件	前年度以上	地域への情報提 供
小学校応援団による出前授業・研修等の実施延 回数 《教育委員会調査》			252 回	前年度以上	地域との連携状 況

○モニタリング項目

- ・ 平日における児童生徒の携帯電話やスマートフォンの使用状況
- ・ 携帯やスマートフォンを所持している児童生徒の割合
- ・ フィルタリングを利用している児童生徒の割合
- ・ 家庭教育学級開設数
- ・ スクールヘルパー延べ登録者数・延べ活動件数

《施策10》社会的・経済的な課題への対応

◆現状

- 平成26年1月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には国の「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されています。本市では、子育て・福祉・教育など関係部局が連携して総合的に取組みを進めています。
- 就学援助の援助率（児童生徒数の割合）は2割程度で推移しています。また、市奨学金の貸付状況は高校、大学をあわせて520名程度で、国や県の奨学金制度の充実等により、逡減傾向にあります。
- 小中学校における補充学習の実施状況は、「ひまわり学習塾」を小学校では101校、中学校では全62校を対象に実施しているほか、学校独自での補充学習の取組みもみられます。
- 国は、「子供の貧困に関する25の指標」を示しており、そのうち本市の学校教育関係の状況は、スクールソーシャルワーカー配置人数が12人、スクールカウンセラー配置率は小中学校ともに100%、就学援助制度に関する周知状況（入学時、進級時の書類等の配布）は100%などとなっています。
- 平成27年の文部科学省通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」により、性的少数者に対する学校における特有の支援や児童生徒の相談体制等の充実が求められています。
- 本市における外国人児童生徒数は、平成30年度は158人で微増傾向にあります。
- 「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年11月施行）」、「北九州市子どもを虐待から守る条例（平成31年4月1日施行予定）」に基づき、学校では、児童虐待の早期発見に努めるとともに、子どもの人権に関する教育や児童虐待防止の啓発等に取り組んでいます。
- 子ども総合センターにおける児童虐待相談対応件数は、年々増加しています。
- 平成28年4月の自殺対策基本法改正を踏まえ、本市では、平成29年5月に北九州市自殺対策計画を策定し、教育委員会も含めた関係部局による自殺対策の取組みを進めています。
- 基本的生活習慣と学力の関係について、朝食摂食状況と全国学力・学習状況調査の正答率に相関関係が見られ、「毎日食べている」「どちらかといえば食べている」と回答した児童生徒の正答率が高い傾向があるほか、携帯電話やスマートフォンの使用時間にも同様の相関関係が見られ、使用時間が長いほど正答率が低い傾向があります。
- 平成29年3月、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、及び小学校学習指導要領が告示され、これまで以上に保幼小の連携強化や、連続性と一貫性をもった幼児教育から小学校教育への円滑な接続の重要性が示されています。
- 本市の幼稚園、保育所、認定こども園における園数・園児の市立・私立の割合をみると、私立がその大半を占めている状況にあります。

【資料編 15、44、45、51、55～58ページ参照】

◆分析

（１）子どもの貧困など経済的な課題への対応

〔本市が力を入れている取組み〕

- 教育委員会では、経済的支援としての就学援助、奨学金貸付を実施しています。また、ひまわり学習塾を含む各学校での補充学習の取組み等を活用して、子どもの学習支援を実施しています。
- 就学援助について、入学時及び毎年度の進級時に全小中学校でチラシを配布するなど、必要な児童生徒の世帯に対して情報が届くよう周知を図るとともに、新入学学用品費の入学前支給など、制度の充実を図っています。また、市奨学金についても、専門学校を新たに対象に加えるなど、制度の充実を図っています。
- 経済的に厳しい状況にある児童生徒の世帯では、背景にさまざまな課題を抱えていることもあり、スクールソーシャルワーカーと連携しながら、必要に応じて福祉関係機関につなげるなど、きめ細かな対応を行っています。

〔課題点〕

- 学習支援に資する補充学習の取組みについて、必要とする児童生徒に補充学習が行われるよう、関係部局と連携した一層の周知や参加の促しを行うとともに、個々に応じたきめ細かな対応が行われるよう、内容の改善・充実が必要です。

（２）社会的な課題への対応

〔本市が力を入れている取組み〕

- 性的少数者に対する対応については、教職員研修資料として、「ＬＧＢＴ（Ｑ）の子どもたちへの支援ハンドブック」を作成し、研修をはじめとした周知啓発を進めています。
- 児童虐待や自殺予防の対応として、学校では、スクールカウンセラーによる研修により教員のカウンセリング能力の向上を図るとともに、児童生徒に対しては、スクールカウンセラーによる小学校５年生全員への面接など、相談しやすい環境整備に取り組んでいます。また、小学校６年生と中学校２年生を対象とした自殺予防教育を行い、ＳＯＳを発信する力の育成に努めています。
- 虐待や性的少数者を含め、さまざまな課題を抱える児童生徒に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、きめ細かな対応を行っています。

〔課題点〕

- 性的少数者について、教職員や児童生徒が、正しい知識と理解を持つことが必要です。また、学校生活の各場面など個別に対応が異なるため、状況に応じた最良の支援を行っていくことが困難な場合もあります。
- 虐待を含めたさまざまな課題に対応するため、関係機関との連携を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフの一層の活用を図る必要があります。

（３）早期からの生活習慣の確立と小学校教育への円滑な接続

〔本市が力を入れている取組み〕

- 教育センターにおける、新採幼稚園教諭研修や、ミドルリーダーを対象とした幼児教育研修、幼稚園主任研修等について、私立幼稚園教諭も参加できるようにしており、公立幼稚園のみならず、私立幼稚園の人材育成にも資する取組みを行っています。
- 基本的な生活習慣、豊かな人間性の基盤、健やかな体の基礎を培うために、幼児教育環境の整備や子育て支援機能を強化するとともに、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、保幼小連携事業を推進しています。
- 平成２８年度から３０年度、国委託事業「幼児教育の推進体制構築事業」を実施し、関係部局が一つとなってプロジェクトを組み、事業を進め、保幼小連携を進める体制を整備するとともに、「幼児教育と小学校教育の接続カリキュラム」を策定し、保幼小連携推進協議会や研修会を通して、普及・啓発を進めています。

〔課題点〕

- 基本的な生活習慣と学力に相関関係が見られるなど、早期からの生活習慣の確立に向けた幼児教育の質の向上が求められています。
- 新学習指導要領において、これまで以上に連続性と一貫性をもった、幼児教育と小学校教育の円滑な接続が求められており、保幼小連携の取組みの更なる充実が求められています。

◆今後の方向性

（１）子どもの貧困など経済的な課題への対応

- 子どもが進学等を断念するなど、その生まれ育った環境によって将来が左右されることのないよう、教育の機会均等を図るため、引き続き、就学援助や奨学金などの経済的支援、補充学習を活用した学習支援などを実施するとともに、スクールソーシャルワーカーの一層の活用を図りながら、関係部局と連携して取組みを進めます。

（２）社会的な課題への対応

- 性的少数者については、「ＬＧＢＴ（Ｑ）の子どもたちへの支援ハンドブック」等を活用し、性の多様性を意識した環境づくりや個別支援などの配慮事項について、教職員の適切な理解を促進するとともに、児童生徒に対しては、人権課題の一つであるとの理解を進め、一人一人の個性として尊重し、いじめや差別につながらないよう適切な指導を行います。
- 外国人児童生徒については、日本語の習得をはじめ、日本文化や学校生活への適応など、さまざまな配慮等が必要であると考えられるため、適切な対応について検討していきます。
- 価値観の多様化等に対応するため、令和２年度から、現行の標準服に加え、機能性等を考慮した選択肢の多いスタンダードタイプの標準服を導入します。
- 虐待については、学校は児童虐待を発見しやすい立場であることを踏まえ、教員をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校医等とも連携・活用しながら、早期発見に努めるとともに、関係機関と連携して適切な対応を図ります。

- 自殺予防については、教員とスクールカウンセラーが連携しながら、児童生徒のＳＯＳを発信する力を育成するとともに、相談しやすい環境づくりを進めます。

（３）早期からの生活習慣の確立と小学校教育への円滑な接続

- 早期からの生活習慣の確立、小学校教育への円滑な接続に向けて、保幼小連携協議会や研修会を通して、「幼児教育と小学校教育の接続カリキュラム」の普及・啓発を図るとともに、関係部局・団体と連携して、各小学校区での小学校、保育所（園）、幼稚園等の保幼小連携を一層進めます。
- 公立幼稚園については、「公立幼稚園の今後の方向性」に基づいて、幼児教育における課題解決に必要な教育・研究実践に取り組み、成果の発信・普及に努めるとともに、評価・検証を行います。

◆指 標 等

◎重点指標

指 標		現状値 平成30年度	目標 令和5年度	考え方
保幼小連携事業を実施する保育所、幼稚園、小学校の割合 《教育委員会・子ども家庭局調査》	実 績	97.5%(※)	100.0%	幼児教育の推進
スクールソーシャルワーカーによる支援対象者数に対する解決・好転した割合 《教育委員会調査》	実 績	43.5%	50.0%	福祉的側面からの支援

(※) は平成29年度数値

○参考指標

指 標		現状値 平成30年度	目標 令和5年度	考え方
朝食を、ほぼ毎日食べていると回答した割合 《北九州市健康づくり実態調査》	6 歳	92.8%	前年度以上	家庭と連携した基本的生活習慣の定着
生活保護世帯及びひとり親家庭の子どもの高等学校等進学率 《北九州市子供の貧困対策に係る関係課長会議資料》	生活保護世帯	90.6%	前年度以上	学習支援
	ひとり親家庭	96.5%(※)	前年度以上	

(※) は平成28年度数値

○モニタリング項目

- ・就学援助支給者数、割合
- ・市奨学金貸与者数
- ・子ども総合センターにおける虐待相談対応件数
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置状況
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活動状況

《施策11》教育環境の整備

◆現状

- 本市の学校におけるＩＣＴ環境整備の状況を、第３期教育振興基本計画の目標値と比較すると、①指導者用コンピュータの整備率、②大型提示装置等整備率、③超高速インターネット接続率は目標値に達しています。一方、④学習者用コンピュータの整備率、⑤普通教室の無線ＬＡＮ整備率、⑥ＩＣＴ支援員については目標値に達していません。
- ＩＣＴを活用した授業ができると回答した教員の割合は約７割、教材研究・指導の準備・評価などにＩＣＴを活用できると回答した教員は約８割で、いずれの項目も全国平均を下回っています。
- 市立小・中学校の児童生徒数は、昭和３８年をピークに減少しており、平成３０年と昭和３８年を比較すると、児童数は約６割、生徒数は約７割減少しています。国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づいた本市作成の将来推計でも、減少傾向が続くことが予想されています。
- 本市では、昭和６０年以降、学校規模適正化の取組みを進めてきましたが、児童生徒数の減少により、小規模校の数（比率）は増加しています。
- 全市的には児童生徒数は減少傾向にありますが、大規模な宅地開発やマンション建設により一時的に児童生徒数が急増している学校もみられます。

【資料編 ４、５９～６３ページ参照】

◆分析

（１）教育の情報化推進

〔本市が力を入れている取組み〕

- 平成２４年度に校務支援システムを導入し、平成２７年度には全校で高速インターネット回線に接続しており、校務上の環境は十分に整備されています。
- 昭和６０年度から、学校へのパソコン整備を開始しており、現在は「学校コンピュータ整備計画」に基づいた配備をしています。

＜学校コンピュータ整備計画による整備基準（平成２７年度～）＞					
校種	パソコン教室	普通教室	特別教室	教員用	事務用
小学校	各校４１台	各校 各教室 １台	各校５台	１人１台	各校３台
中学校					
特別支援学校	各校８台				

- 全小・中・特別支援学校に月１回ＩＣＴ支援員を派遣し、ＩＣＴを活用した授業支援や研修などを実施しています。
- ＩＣＴリーディングスクールを指定し、タブレット型端末を導入し、ＩＣＴを活用した協働型・双方向の授業研究を進めています。リーディングスクールの児童生徒は、授業でのタブレット活用に高い興味・関心を示すとともに、学習意欲の向上がみられています。

〔課題点〕

- 急速に情報化が進展する中で、新学習指導要領においても、児童生徒の情報活用能力の育成、各教科におけるＩＣＴ活用の促進、学校のＩＣＴ環境整備が求められており、タブレット端末をはじめ、教育の情報化に対応するためのＩＣＴ機器の整備を進める必要があります。
- 本市の教員のＩＣＴ活用指導力は、全国平均を下回っており、ＩＣＴ環境の充実に伴う指導力の向上が求められています。
- ＩＣＴ環境は、障害のある児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに対応できる活用や、長期欠席の児童生徒に対する学習支援など、さまざまな可能性を持っており、多様な活用について検討する必要があります。

（２）学校規模の適正化

〔本市が力を入れている取組み〕

- 学校規模のあり方についての新たな基準及び市立小・中学校における学校別の児童生徒数の将来推計等をまとめた白書を策定しています。また、新基準や白書を踏まえた学校規模適正化の進め方（方針）を策定し、これらに沿って取組みを進めています。

＜学校規模適正化に係る、新基準、白書、方針＞

- ・「北九州市立小・中学校の規模のあり方について」（平成 26 年 3 月策定）
- ・「北九州市立小・中学校の現状と将来～学校規模適正化白書～」(平成 27 年 5 月策定／平成 31 年 3 月時点修正)
- ・「北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方」（平成 29 年 3 月策定／平成 31 年 3 月時点修正）

- 「北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方」において、小規模校のうち、早急に適正化に取り組む必要がある学校について、適正化対象校として公表し、学校統合等による適正化を進めています。

〔課題点〕

- 児童生徒数の減少により、小規模校が増加していることや、一部の学校においては児童生徒数が一時的に急増していることから、教育環境の整備による教育効果の向上を図るため、学校規模の適正化を進めていく必要があります。

◆今後の方向性

（１）教育の情報化推進

- 国が第 3 期教育振興基本計画等で示したＩＣＴ環境の整備水準を目標としつつ、本市の実情を踏まえながら、効率的な環境整備に向けた計画を策定するとともに、本市における教育の情報化を推進します。
- 併せて、ＩＣＴ支援員等を活用した教員に対する研修等の機会を充実するなど、教員のＩＣＴ指導力の向上を図るとともに、ＩＣＴリーディングスクールにおける実践の成果等の普及を通して、各学校においてＩＣＴ機器を効果的に活用した授業を推進します。
- ＩＣＴ環境について、授業における活用にとどまらず、学校における課題に対して多角的な活用・用途の可能性を検討します。

（２）学校規模の適正化

- 教育環境の整備による教育効果の向上を図るため、「北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方」に基づいて、学校規模適正化を推進します。

◆指標等

◎重点指標

指 標		現状値 平成29年度	目標 令和5年度	考え方
無線LAN整備率 《文科省：教育振興基本計画》	実 績	0.8%	全国平均以上	教育の情報化推進
	国(実績)	34.5%		
ICT を活用した授業のできる教員の割合 《文科省：学校における教育の情報化の実態等に関する調査》	実 績	72.7%	全国平均以上	教育の情報化推進
	国(実績)	76.6%		

◎参考指標

指 標		現状値 平成30年度	目標 令和5年度	考え方
学校規模適正化の実施状況 ※推計の見直し、統合等の実施等	実 績	2校閉校	現状を踏まえた適正化の推進	学校規模の適正化

○モニタリング項目

- ・ 学校規模の状況
- ・ 第3期教育振興基本計画及び教育のICT化に向けた環境整備5か年計画の項目

《施策１２》学校施設の整備

◆現状

- 全ての市立学校施設の耐震化を完了しているほか、体育館の吊り天井・照明器具等の文部科学省が求める非構造部材の落下防止措置を完了しています。また、平成３０年度までに全ての小中学校等の普通教室へのエアコン設置を完了しています。
- 教育施設整備費について、学校施設の耐震化や普通教室へのエアコン設置など、その時々市の優先すべき行政課題に取り組んだ結果、近年、学校施設の老朽化対策に係る事業費は抑制されてきました。
- 本市の学校施設は築４０年以上５０年未満の建物が全体の約４割を占めています。建築後３０年以上経過した学校が１７０校あり、そのうち半数は、大規模改修が実施できていません（平成３０年９月末時点）。

【資料編 ６４～６６ページ参照】

◆分析

（１）安全で快適な学校施設の整備

〔本市が力を入れている取り組み〕

- 施設の耐震補強工事を着実に進め、平成２７年度末までに全ての市立学校施設の耐震化を完了しました。
- 平成２６年度から小中学校等空調設備整備事業に組み、平成３０年度までに全ての小中学校等の普通教室へのエアコン設置を完了しました。
- 特別教室へのエアコン設置については、中学校の音楽室と、小学校（大規模校）の理科室への整備等、優先度を考慮して整備を行っています。
- 平成３０年３月に「北九州市学校施設長寿命化計画」を策定し、計画に沿って、施設の長寿命化に取り組んでいます。
- 平成３０年６月の大阪北部地震によるブロック塀倒壊事故を受けて、学校施設のブロック塀の点検を実施し、必要な箇所について、安全対策を進めています。

〔課題点〕

- 本市の学校施設は同じ時期に建設された施設が多いことから、今後、大規模改修や改築の時期が重なることが危惧されており、学校施設の老朽状況を適切に把握した上で、事業規模を平準化しながら計画的に取り組む必要があります。
- 既設のエアコンの更新等が控えており、優先度を考慮する必要があります。
- 安全対策が必要とされたブロック塀について、早急に対策を進める必要があります。

◆今後の方向性

(1) 安全で快適な学校施設の整備

- ①安全・安心な施設づくり、②学習環境の向上、③生活環境の向上、④防災機能の強化という視点を踏まえながら、計画的に学校施設の整備を進めます。
- 特に、学校施設の老朽化対策については、「北九州市学校施設長寿命化計画」に基づき、予防保全型の維持管理を推進するとともに、事業規模を平準化しながら計画的な改修を実施し、施設の長寿命化を図ります。
- ブロック塀の安全対策を早急に進めます。
- トイレ改修やエアコンの設置など、充実した教育活動につながる快適な教育環境の整備の検討を進めます。

◆指 標 等

◎重点指標

指 標	現状値	目標	考え方
	平成30年度	令和5年度	
大規模改修の新規実施校数 《教育委員会調査》	7校	学校施設長寿命化計画に沿った計画的な実施	安全で快適な学校施設整備
外壁改修工事の実施校数 《教育委員会調査》	14校	学校施設長寿命化計画に沿った計画的な実施	安全で快適な学校施設整備

○モニタリング項目

- ・大規模改修工事の実施状況（建設年度別）

2. 計画の推進と進捗管理

- 本計画を着実に推進し、本市学校教育のビジョンを達成し、ミッションを果たしていくためには、PDCAサイクルに基づいた見直し・改善が必要です。
- そのため、毎年度、本計画に設定している指標や各施策の取組み状況に基づいて有効性などの観点から点検・評価を行い、計画の進捗管理を図るとともに、点検・評価の結果を踏まえた施策や事務事業の見直しを図りながら、効率的、効果的に取組みを進めていきます。
- また、この計画には、社会的・経済的課題への対応など、関係部局と連携し、一体となって取り組む分野も含んでいることから、各事業の計画、実施にあたっては関係局等と相互に連携を図りながら効果的に施策を推進していくこととします。
- この計画は、小中学校、特別支援学校を中心に、その施策の方向性を示していますが、高等学校、専修学校、各種学校においても、本計画の趣旨や方向性に沿った教育を展開していくこととします。